

Japan Women's College of Physical Education

JWOCPE

2026年度
4年間保存

学生便覧





日本女子体育大学

学生便覧

CONTENTS

4	建学の精神／教育目的
5	創立者の言葉／二階堂学園の歩み
6	年譜
8	校歌

9	●単位修得要項
10	スポーツ科学科
14	ダンス学科
18	健康スポーツ学科
22	子ども運動学科
26	履修登録の注意事項
27	再履修について
28	授業について
30	試験について
32	成績について
33	在学生専用ポータルサイト

34	●資格について
35	資格取得について
36	スポーツ科学科
38	ダンス学科
40	健康スポーツ学科
42	子ども運動学科

47	●大学について
48	教員一覧
49	キャンパス案内
50	教室・施設案内
66	非常勤講師一覧
68	事務局案内

69	●学則・規程
学則、単位履修規程、科目等履修生規程、 委託生規程、研究生規程、外国人留学生規程、 附属図書館規程、二階堂学園奨学基金規程、懲戒規程、学費未納者に係る 除籍に関する規程、再入学規程、校友会会則	

建学の精神

『体育を中軸に据えた全人教育』

建学の精神の根底には、本学創立者二階堂トクヨの教育理念・建学の志がある。

二階堂トクヨの教育理念

身体健康維持・増進を目的とする体育は、知育・徳育の基礎であり、老若男女それぞれの特質・段階に応じて、楽しく、我がものとして行うべきものである。

女性も社会に貢献することによって、宇宙に生み出されたるご恩返しをなし得るのであり、そのためには先ず最初に自己一身の独立を計らなければならない。心身の独立を計るためには、心身の健全を得なければならない。身体的機能を完全に、且つ精神的活動を盛んならしむことによって初めて人生の幸福を味わうことができる。

——こうした理念は、トクヨの、生涯をかけた苦闘の産物だった。

二階堂トクヨの建学の志

トクヨの体育宣伝の叫びに賛同する女性も少しずつ増えたが、実現の道はなかなか開けなかった。

トクヨは言う——私は長年、体育研究所がほしい、体育家養成機関がほしいと寝ても醒めても念願してきた者である。けれども、いくら叫んでも根っから何もならない。ついに自分でやらざるをえないと覚悟を決めて、自ら研究所兼養成所を私は建てたのである、と。

本学の前身、二階堂体操塾は、こうしたトクヨの「女子体育の使徒」たろうとする熱意とそれに共鳴する人々の志によって誕生した。

教育目的

体育学部における人材養成及び教育研究上の目的は、二階堂トクヨの建学の精神を受け継ぎ、学則第1条及び別表8に次のように定められている。

本学は、体育に関する高度の科学研究教授を行い、有能な女子体育指導者等を養成するとともに教養高き社会人を養成し、体育の普及発展に寄与することを目的とする。

これをふまえ、現代社会の要請に応じて、大学の基本理念を3つの特色ある教育目的として展開する。

- ①女性の精神的身体的特質の研究を基盤にしたスポーツの科学的探究
- ②女性を担い手とし女性の特質を生かしたスポーツ、ダンス、健康福祉、保育の普及向上
- ③高度な専門的知見と幅広い教養を備え、社会の要請に応えうる有能な女性の養成

スクールモットー

つよく 優しく 美しく

(註：平成21年3月建学の精神を端的に表現する標語として制定された)



校章

創立者の言葉



二階堂トクヨ

女子体育は女らしい優美なものに、
母となるべき健康なものに…
それを忘れたら亡国的な体育である。

二階堂学園の歩み

本学園は、大正11年4月15日、“女子体育の母”といわれた二階堂トクヨが代々木山谷（現在の小田急線参宮橋駅付近）に「二階堂体操塾」を創立したことに始まる。

二階堂トクヨは、明治13年12月5日、宮城県志田郡三本木村字桑折の沢田18番に生まれた。明治33年東京女子高等師範学校文科に入学し、明治37年同校を卒業、石川県立第一高等女学校に奉職した。この学校で国語とともに体操を受け持ったことから体操の研究に精進し、高知女子師範学校に転任した頃には自他共に許す“体操の先生”になっていた。明治44年東京女子高等師範学校助教授に任ぜられ、更に大正元年には文部省から体操研究のため、英国に2年間の留学を命ぜられた。大正4年帰朝後、東京女子高等師範学校（現お茶の水女子大学）教授に任ぜられ、女子体育のためにめざましい活躍を始めた。

しかし、留学中私立学校の盛んな英国の教育事情に接した二階堂トクヨは、日本においても私学興隆の必要性を痛感し、意を決して東京女子高等師範学校教授を辞して「二階堂体操塾」を創立した。大正15年3月25日、体操塾は「日本女子体育専門学校」に昇格した。女子体育では専門学校令によるわが国最初の文部省認可であり、中等教員資格の無試験検定が与えられた。塾創立以来約20年間、二階堂トクヨは情熱を傾け、1400人の女子体育指導者を育成した。

昭和16年7月17日、二階堂トクヨは死去し、この後を実弟二階堂清寿が受けつぎ校長となった。

昭和22年にみどり幼稚園を設立、昭和23年には二階堂高等学校を設立した。昭和25年4月1日学制改革のため、日本女子体育専門学校は日本女子体育短期大学となり、学長二階堂清寿は、幼児教育の重要性を主張し、体育科のほかに保育科を設け、国や社会の要請に基づく保育事業の発展充実に寄与することとなった。

昭和40年4月1日には4年制の日本女子体育大学を開学、体育学部体育学科が開設された。

昭和42年には我孫子二階堂高等学校を設立、昭和51年には我孫子二階堂幼稚園を設立。昭和63年二階堂高等学校は日本女子体育大学附属二階堂高等学校となり、平成5年4月には日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科を設置するなど発展の一途をたどってきた。

平成11年4月には、社会人すべての健康意識の高揚と各人に適するスポーツの実践及び競技スポーツの向上に資するスポーツの科学的教育・研究の高度化と普遍化を目的に、日本女子体育大学体育学部を改組し、運動科学科とスポーツ健康学科を設置、運動科学科にはスポーツ科学専攻と舞踊学専攻を、スポーツ健康学科には健康スポーツ学専攻と幼児発達学専攻を設置した。

さらに、この2学科4専攻における教育研究の特色をより明確に社会から分かりやすく、より専門的で高度な学びと研究を行うことができるよう、令和2年4月から4専攻をそれぞれ学科に昇格させる改組を行い、スポーツ科学科、ダンス学科、健康スポーツ学科、子ども運動学科を設置した。

年 譜

- 大正 11年 4月 15日 (1922年)
- 12年 9月 1日 (1923年)
- 13年 1月 25日 (1924年)
- 15年 3月 25日 (1926年)

二階堂体操塾を代々木山谷に創立 第1回生として49名が入学
 関東大震災のため塾舎半倒壊
 東京府荏原郡松沢村松原(現在の松原校舎の地)に塾舎が竣工、移転
 財団法人日本女子体育専門学校設立
 (女子体育の学校としては、専門学校令による最初の文部省認可である)

- 昭和 3年 6月 5日 (1928年)
- 16年 7月 17日 (1941年)

中等教員資格の無試験検定認可
 二階堂トクヨ死去 享年61歳 勲六等瑞宝章を賜る
 本願寺和田堀廟所に埋葬
 二階堂清寿が校長に就任
 みどり幼稚園設立認可
 みどり幼稚園開園
 二階堂高等学校設立認可
 二階堂高等学校開校
 学制改革により日本女子体育短期大学となり体育科定員40名と保育科(定員20名)を設置
 世田谷区北鳥山の校地にグラウンドと学寮の建設に着手
 鳥山グラウンド完成
 短大体育科入学定員40名を150名とする変更が認可される
 日本女子体育大学体育学部(定員50名)の設立認可
 鳥山に南校舎(3階建)完成
 日本女子体育大学体育学部開学 1年次と3年次を同時に開講
 鳥山に第1体育館完成
 学友会発足
 短大体育科に体育専攻と舞踊専攻を置く
 体育学部1回生卒業
 我孫子二階堂高等学校設立認可
 我孫子二階堂高等学校開校
 鳥山に3階建図書館完成
 鳥山に第2、第3体育館完成
 鳥山にプール完成(50m×25m)
 戸倉ハル死去 享年71歳 21日松原体育館にて学園葬
 第1回学園祭 以来毎年開催
 短大保育科入学定員20名を80名とする変更が認可される
 創立50周年記念式典
 鳥山に第5体育館完成
 体育学部入学定員50名を100名とする変更が認可される
 鳥山に東校舎完成
 二階堂清寿は総長となり、二階堂真寿が理事長、鶴岡英吉が学長に就任
 我孫子二階堂幼稚園設立認可
 我孫子二階堂幼稚園開園
 総長二階堂清寿死去 享年94歳 10月2日青山葬儀所にて学園葬
 理事長二階堂真寿死去 享年83歳 12月10日松原体育館にて学園葬
 高橋勝治が理事長に就任
 体育学部入学定員100名を150名とする変更が認可される
 鳥山に学園本館完成
 平間修が理事長に、水野忠文が学長に就任
 鳥山に創立60周年記念体育館完成
 創立60周年記念式典
 鳥山に新たに紫苑寮完成
 早川豊水が理事長に就任
 鳥山に第2グラウンド、テニスコート(4面)新設
 体育学部入学定員150名を平成8年度まで期間付250名とする変更が認可される
 前田充明が理事長に、宇土正彦が学長に就任
 二階堂高等学校を日本女子体育大学附属二階堂高等学校とする変更が認可される
 鳥山に北校舎完成 保育科松原より移転
 鳥山に二階堂トクヨ記念体育館完成
 鳥山に学生会館完成

● 平成 元年 4月 (1989年)	体育学部体育学科に3つのコース(運動学、体育学、健康体力学)を設置
元年 11月 27日(1989年)	烏山に基礎体力研究所設置
元年 12月 22日(1989年)	体育学部入学定員150名を220名とし、期間付定員と合わせて320名とする変更が認可される
2年 4月 (1990年)	体育学部体育学科に芸術スポーツコースを増設
2年 12月 21日(1990年)	体育学部入学定員220名を平成8年度まで期間付400名、平成9年度から平成11年度まで期間付300名とする変更が認可される
3年 3月 22日(1991年)	短大体育科体育専攻入学定員100名を平成11年度まで期間付200名とする変更が認可される
3年 3月 29日(1991年)	二階堂ハーススポーツ専門学校設立認可
3年 4月 1日(1991年)	烏山に新第4体育館、トレーニングセンター完成
3年 12月 20日(1991年)	二階堂ハーススポーツ専門学校開校
4年 10月 31日(1992年)	短大体育科舞踊専攻入学定員50名を平成11年度まで期間付80名とする
5年 3月 19日(1993年)	創立70周年記念式典
5年 4月 1日(1993年)	日本女子体育大学大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻(修士課程)設立認可
5年 7月 15日(1993年)	定員15名(男女)
5年 11月 19日(1993年)	日本女子体育大学大学院開学
8年 4月 1日(1996年)	三角哲生が理事長に就任
8年 12月 19日(1996年)	烏山に健康管理センター設置
10年 12月 22日(1998年)	金子明友が学長に就任
11年 4月 (1999年)	体育学部入学定員を平成11年度まで期間付400人とする変更が認可される
11年 9月 (1999年)	体育学部体育学科を改組し、体育学部運動科学科とスポーツ健康学科を設置、運動科学科にはスポーツ科学専攻と舞踊学専攻、スポーツ健康学科には健康スポーツ学専攻と幼児発達学専攻を設置する変更が認可される
12年 3月 (2000年)	入学定員は運動科学科スポーツ科学専攻275名(期間付)・舞踊学専攻80名、スポーツ健康学科健康スポーツ学専攻185名(期間付)・幼児発達学専攻40名とする
12年 4月 (2000年)	みどり幼稚園を日本女子体育大学体育学部附属みどり幼稚園とする変更が認可される
13年 4月 (2001年)	日本女子体育短期大学募集停止
14年 4月 (2002年)	二階堂ハーススポーツ専門学校募集停止
15年 10月 24日(2003年)	情報処理センターを烏山に設置
17年 1月 (2005年)	日本女子体育短期大学廃止
17年 4月 (2005年)	日本女子体育大学体育学部附属みどり幼稚園にみどり幼稚園保育室を設置
18年 4月 (2006年)	日本女子体育大学に入試センターを置く
20年 4月 (2008年)	加賀谷淳子が学長に就任
23年 4月 (2011年)	創立80周年記念式典
24年 10月 (2012年)	日本女子体育大学体育学部体育学科を廃止
25年 4月 15日(2013年)	永島惇正が学長に就任
26年 4月 (2014年)	日本女子体育大学にキャリアセンターを置く
27年 10月 24日(2015年)	高橋和之が学長に就任
28年 3月 15日(2016年)	永島惇正が学長に就任
28年 4月 15日(2016年)	烏山に大学総合体育館完成
28年 5月 10日(2016年)	創立90周年記念式典
28年 8月 31日(2016年)	石崎朔子が学長に就任
29年 3月 15日(2017年)	大学開学50周年記念式典
29年 6月 30日(2017年)	烏山に若葉寮完成
	理事長三角哲生死去 享年89歳
	小林敬治が理事長に就任
	体育学部運動科学科スポーツ科学専攻入学定員185名を220名
	舞踊学専攻入学定員80名を100名とする変更が認可される
	日本女子体育大学合宿所完成
	体育学部スポーツ健康学科健康スポーツ学専攻入学定員152名を180名とする変更が認可される
● 令和 元年 6月 28日(2019年)	体育学部運動科学科(スポーツ科学専攻及び舞踊学専攻)とスポーツ健康学科(健康スポーツ学専攻及び幼児発達学専攻)を改組し、スポーツ科学科(入学定員220名)、ダンス学科(入学定員100名)、健康スポーツ学科(入学定員180名)、子ども運動学科(入学定員40名)を設置する変更が認可される
2年 4月 1日(2020年)	石崎朔子が理事長に、深代千之が学長に就任
4年 4月 (2022年)	学校法人二階堂学園は、創立百周年を迎え、翌令和5年に学園創立百周年記念館が竣工し、創立百周年記念式典を挙行した
7年 11月 5日(2025年)	大学開学60周年記念式典
8年 4月 1日(2026年)	小海隆樹が学長に就任



単位修得要項

- スポーツ科学科
- ダンス学科
- 健康スポーツ学科
- 子ども運動学科
- 履修登録の注意事項
- 再履修について
- 授業について
- 試験について
- 成績について
- 在学生専用ポータルサイト

大学の授業のしくみ

履修とは

大学では自分で授業を選び、自分の時間割を自分で作り上げるようになります。そして、受講しようとする科目を登録し、授業・試験を受けて合格し、単位を修得します。この一連の過程を『履修』といいます。

単位とは

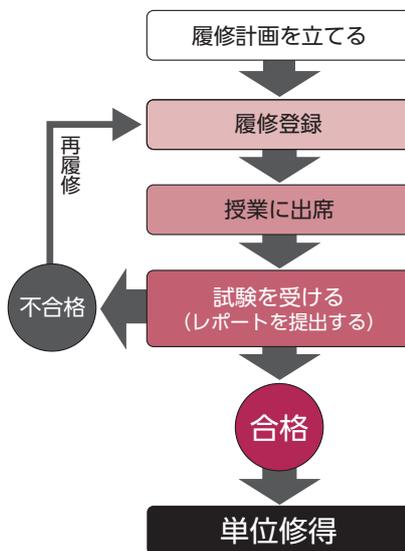
単位数は授業の方法に応じて、授業時間における学修の他に授業時間外での学修（自学自習）の時間を考慮して、次のとおりに計算されています。

〈授業時間と単位数〉

講義科目……90分授業×15週＋授業外の学修 → 2単位
演習科目……90分授業×15週＋授業外の学修 → 2単位
実技科目……90分授業×15週＋授業外の学修 → 1単位
実習科目……90分授業×30週 → 1単位

本学に4年間以上在学し、卒業に必要な所定の単位を満たすことで卒業の資格が与えられます。

👉 単位修得までの流れ





スポーツ科学科

人材養成及び教育研究上の目的

競技としての運動もしくはスポーツの価値を重視し、運動それ自体や、運動が競技スポーツとして実施される場合に関連するスポーツ科学の諸領域を対象に教育研究し、競技スポーツの発展とスポーツに参画する人々の充実した活動実践に寄与することを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。

- ① 科学的に裏打ちされた理論と方法によって行われる高度な運動技能の理解とその実践能力を身につけた女性アスリート
- ② トップアスリートから体育授業に取り組む学習者まで、運動やスポーツに取り組むあらゆる対象の人々に対して応用的で実践的、そして総合的にスポーツ指導ができる女性指導者

教育課程の編成の考え方及び特色 (カリキュラム・ポリシー)

- ① スポーツ競技への取り組みやその指導において必要な高度な専門的知識・技術及び指導の実践能力を段階的かつ体系的に学ぶために、「スポーツ方法」「スポーツコーチング」「スポーツコンディショニング」を3つの柱とする専門基礎教育科目と専門教育科目を開設している。
- ② スポーツ科学科で身につける最新の理論を活かし、スポーツの現場で活躍できる優れた指導者、学校体育で活躍できる優れた保健体育科教諭となるための総合的なカリキュラムを編成している。
- ③ アスリートとして、またスポーツ指導者として、さらにまた教養高き社会人として必要な幅広い知識・技術の修得と心豊かな人間性を養うために4学科共通の教養科目を開設している。

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

- ① 幅広い教養を身につけるとともに、人間や社会、自然や科学、そして運動やスポーツに関わる問題を深く探求する姿勢を身につける。
- ② スポーツ科学科の専門的で段階的かつ体系的な学修を通して、スポーツ科学に関する高度な専門的知識と技術ならびに指導能力を修得し、総合的に優れた女性アスリートならびに女性スポーツ指導者としての能力を身につける。

◎卒業要件

卒業するには、本学に4年間以上在学し、卒業に必要な所定単位を修得しなければなりません。



卒業が認められた者には

学士（スポーツ科学）の学位が与えられます

◎履修科目登録単位数の上限（キャップ制）

4年間にわたり計画的な学習をするために、1年間に履修することができる単位数を「45単位まで」としています。また、各年次・学期ごとには1単位以上を必ず履修しなければなりません。
※詳しくは26ページを参照してください。

◎進級要件

2年次終了時に60単位以上を修得しなければなりません。60単位に満たない場合、原則として3年次科目の履修（3年次への進級）ができません。

◎取得できる免許・資格

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

卒業に必要な科目の他に、教職に関する所定の単位を修得することで、取得できます。『教職科目』の単位は卒業単位には含まれませんので、注意してください。
※詳しくは36・37ページをみてください。

● 小学校教諭一種免許状

聖徳大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は10名で、聖徳大学への受講料が別途必要です。また、小学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。
※詳しくは34ページをみてください。

● 特別支援学校教諭一種免許状

明星大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は若干名で、明星大学への受講料が別途必要です。また、特別支援学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。
※詳しくは34ページをみてください。

取得が有利になる資格

本学で指定された単位を修得することにより、資格取得のための講習・試験の一部が免除されます。
※詳しくは35ページをみてください。

スポーツ科学科

単位履修方法

各区分の開講科目、単位、開講学年は以下のとおりです。
教育職員免許状の取得方法については 36・37 ページを参照してください。

1 教養科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 18

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
日本国憲法	1	2	英語Ⅰ（基礎）	1	2
女性と仕事	1	2	英語Ⅰ（初級）		
教養演習	1	2	英語Ⅰ（中級）		
情報処理Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（基礎）	1	2
情報処理Ⅱ	1	2	英語Ⅱ（初級）		
国語表現Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（中級）		
			国語表現Ⅱ	2	2

2 教養科目 **選択** 16 単位以上を修得する 必要単位数▶ 16以上

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
栄養学入門	1	2	ドイツ語	2	2
生理・生化学入門	1	2	フランス語	2	2
近現代史入門	1	2	中国語	2	2
人間心理の理解	1	2	コリア語	2	2
ボランティア活動論	1	2	社会のしくみとキャリア形成	2	2
日常生活の社会学	1	2	データ分析と統計学	3	2
数と論理	2	2	知の哲学	3	2
現代の倫理	2	2	教養としての日本文学	3	2
日常生活の法律	2	2	音楽の世界	3	2
教養としての経済学	2	2	ジェンダー論	3	2
英語 E A P I	2	2	コンピュータ実践演習	3	2
英語 E G C I	2	2	人間生活と地球環境	4	2
英語 E A P II	2	2	ヨーロッパの文学と文化	4	2
英語 E G C II	2	2	レクリエーションミュージック・合奏	4	2

3 専門基礎教育科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 22

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
スポーツ運動学	1	2	バスケットボールⅠ	1	1
スポーツ原論	1	2	バレーボールⅠ	1	1
スポーツ生理学	1	2	女性のライフステージと運動	2	2
機能解剖学	1	2	スポーツ栄養学	2	2
体操Ⅰ	1	1	スポーツ心理学	2	2
器械運動Ⅰ	1	1	ダンスムーブメントA	2	1
陸上競技Ⅰ	1	1	ダンスムーブメントB	2	1
水泳Ⅰ	1	1			

4 専門基礎教育科目 **選択** 36 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **36 以上**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
健康科学論	1	2	ハンドボールⅡ	2	1
発育発達論	1	2	サッカーⅡ	2	1
新体操Ⅰ	1	1	スポーツマネジメント	3	2
ハンドボールⅠ	1	1	救急処置法	3	2
サッカーⅠ	1	1	スポーツ史	3	2
スキー	1	1	学校保健	3	2
スケート	1	1	精神保健	3	2
スポーツバイオメカニクス	2	2	保健科教育法Ⅰ	3	2
衛生学・公衆衛生学	2	2	保健科教育法Ⅱ	3	2
精神発達	2	2	体育科教育法Ⅰ	3	2
スポーツ医学	2	2	体育科教育法Ⅱ	3	2
野外教育論	2	2	ソフトボール	3	1
生涯スポーツ概論	2	2	柔道	3	1
体操Ⅱ	2	1	障害者スポーツ論	4	2
新体操Ⅱ	2	1	スポーツ社会学	4	2
器械運動Ⅱ	2	1	スポーツ政策論	4	2
陸上競技Ⅱ	2	1	スポーツ指導者論	4	2
水泳Ⅱ	2	1	指導サービス論	4	2
バスケットボールⅡ	2	1	スポーツ法学	4	2
バレーボールⅡ	2	1			

単位修得要項

5 専門教育科目 **必修** 全科目を単位修得する

必要単位数 ▶ **12**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
スポーツコーチング論	1	2	スポーツコンディショニング論	2	2
スポーツ技術論 (スポーツ技術トレーニングを含む)	2	2	体力トレーニング演習	2	2
スポーツ戦術論 (スポーツ戦術トレーニングを含む)	2	2	スポーツ科学論演習	3	2

※ スポーツ科学論演習はいくつかの領域に分かれている中から1つの領域を履修する。

6 専門教育科目 **選択** 20 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **20 以上**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
トレーニング計画論	2	2	スポーツコンディショニング演習A (体力トレーニングの生理学)	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (採点競技系・新体操)	2	2	スポーツコンディショニング演習B (スポーツ選手の栄養学)	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (採点競技系・器械運動)	2	2	スポーツコンディショニング演習C (スポーツ選手の心理学)	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (測定競技系・陸上競技)	2	2	スポーツコーチング演習Ⅱ	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (測定競技系・水泳)	2	2	スポーツコーチング演習Ⅲ	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (判定競技系・バスケットボール)	2	2	テーピング・マッサージ	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (判定競技系・ハンドボール)	2	2	ダンス・メソッド	3	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (判定競技系・サッカー)	2	2	比較スポーツ論	4	2
スポーツコーチング演習Ⅰ (判定競技系・バレーボール)	2	2	障害者スポーツコーチング論	4	2
運動技能評価法	3	2	スポーツ運動分析法	4	2
専門体力トレーニング論	3	2	スポーツ・舞踊活動特別実習	1～3	3
スポーツリハビリテーション論	3	2	卒業研究	3～4	6

※ スポーツコーチング演習Ⅱ・Ⅲはそれぞれいくつかの領域に分かれている中から1つの領域を履修する。

また、Ⅱ・Ⅲを履修する場合は専門性を高めるため同じ領域を履修することが望ましい。

※ スポーツコンディショニング演習A・B・Cは、スポーツコーチング演習Ⅱ・Ⅲを履修していない者の履修が望ましい。



ダンス学科

人材養成及び教育研究上の目的

身体を媒体とした表現運動に関する基礎的な理論と専門的知識を学び、さらに、ダンスを創る、踊る、観るという舞踊の創作と実践に関わる基盤的能力の向上と発展を図ることを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。

- ① 高度な身体能力と表現技法に裏付けられたダンスの専門的技能と、ダンス及びその関連事象に関する理論を身につけた、豊かにダンスを創造し表現できるダンスアーティスト（ダンサー・振付家等）並びにダンス指導の専門家
- ② 多様な対象者を念頭に人間のライフサイクルを通じたダンスの楽しさや価値について伝えることのできる教員や、社会教育等を通じて人々の生活の質向上に貢献できるダンスの指導者

教育課程の編成の考え方及び特色（カリキュラム・ポリシー）

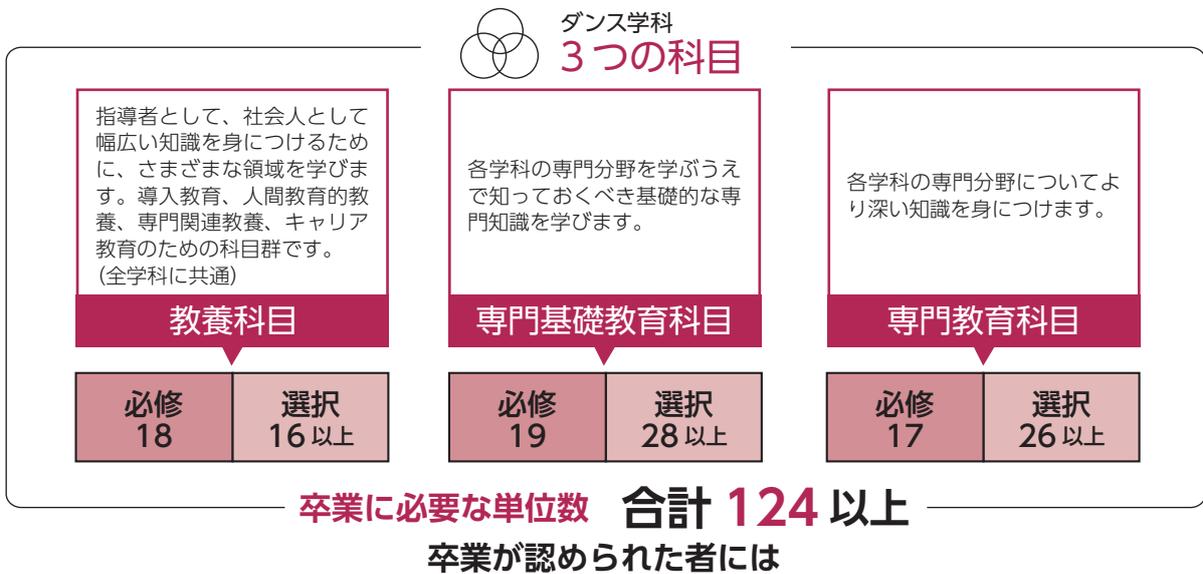
- ① 本学体育学部における学修に必要な基礎知識・技術の修得と心豊かな人間性を養うための科目として4学科共通の教養科目を開設する。
- ② ダンスの専門的な知識と技術を体系的に学ぶために、「専門基礎教育科目」「専門教育科目」を設置する。
- ③ 子どもから高齢者まで、それぞれの目的や状況に応じて、幅広くダンスが指導できる能力を養うための科目を設置する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ① 幅広い教養を身につけるとともに、人間や社会、自然や科学、そして運動やスポーツに関わる問題を深く探求する姿勢を身につける。
- ② 「創る、踊る、観る」というダンスの基本技能、さらにダンスを通して人々に生きる力と勇気、そして感動を与えることのできる企画制作に関わる技能をも修得し、その技能を通して社会に貢献できる能力を身につける。
- ③ 人間のライフサイクルの各段階における身体表現の特徴を理解し、それぞれの段階でのダンスの楽しさや喜びを味わわせることのできるダンスの指導能力を身につける。

◎卒業要件

卒業するには、本学に4年間以上在学し、卒業に必要な所定単位を修得しなければなりません。



学士（ダンス学）の学位が与えられます

◎履修科目登録単位数の上限（キャップ制）

4年間にわたり計画的な学習をするために、1年間に履修することができる単位数を「45単位まで」としています。また、各年次・学期ごとには1単位以上を必ず履修しなければなりません。

※詳しくは26ページを参照してください。

◎進級要件

2年次終了時に60単位以上を修得しなければなりません。60単位に満たない場合、原則として3年次科目の履修（3年次への進級）ができません。

◎取得できる免許・資格

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

卒業に必要な科目の他に、教職に関する所定の単位を修得することで、取得できます。『教職科目』の単位は卒業単位には含まれませんので、注意してください。

※詳しくは38・39ページをみてください。

● 小学校教諭一種免許状

聖徳大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は10名で、聖徳大学への受講料が別途必要です。また、小学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。

※詳しくは34ページをみてください。

● 特別支援学校教諭一種免許状

明星大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は若干名で、明星大学への受講料が別途必要です。また、特別支援学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。

※詳しくは34ページをみてください。

ダンス学科

単位履修方法

各区分の開講科目、単位、開講学年は以下のとおりです。
教育職員免許状の取得方法については 38・39 ページを参照してください。

1 教養科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 18

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
日本国憲法	1	2	英語Ⅰ（基礎）	1	2
女性と仕事	1	2	英語Ⅰ（初級）		
教養演習	1	2	英語Ⅰ（中級）		
情報処理Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（基礎）	1	2
情報処理Ⅱ	1	2	英語Ⅱ（初級）		
国語表現Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（中級）		
			国語表現Ⅱ	2	2

2 教養科目 **選択** 16 単位以上を修得する 必要単位数▶ 16以上

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
栄養学入門	1	2	ドイツ語	2	2
生理・生化学入門	1	2	フランス語	2	2
近現代史入門	1	2	中国語	2	2
人間心理の理解	1	2	コリア語	2	2
ボランティア活動論	1	2	社会のしくみとキャリア形成	2	2
日常生活の社会学	1	2	データ分析と統計学	3	2
数と論理	2	2	知の哲学	3	2
現代の倫理	2	2	教養としての日本文学	3	2
日常生活の法律	2	2	音楽の世界	3	2
教養としての経済学	2	2	ジェンダー論	3	2
英語 E A P I	2	2	コンピュータ実践演習	3	2
英語 E G C I	2	2	人間生活と地球環境	4	2
英語 E A P II	2	2	ヨーロッパの文学と文化	4	2
英語 E G C II	2	2	レクリエーションミュージック・合奏	4	2

3 専門基礎教育科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 19

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
スポーツ運動学	1	2	モダンダンスⅠ	1	1
スポーツ生理学	1	2	クラシックバレエⅠ	1	1
スポーツ原論	1	2	ジャズダンスⅠ	1	1
スポーツ心理学	1	2	コンテンポラリーダンスⅠ	1	1
機能解剖学	1	2	スポーツ栄養学	2	2
舞台制作基礎	1	1	女性のライフステージと運動	3	2

4 専門基礎教育科目 **選択** 28 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **28 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
健康科学論	1	2	舞踊美学	3	2
発育発達論	1	2	舞踊創作原論	3	2
表現運動学演習 (エアロビックダンス)	1	2	ミュージカル論	3	2
ストリートダンス	1	1	学校保健	3	2
舞踊分析法 (舞踊技術論を含む)	2	2	精神保健	3	2
生涯ダンス論	2	2	保健科教育法 I	3	2
衛生学・公衆衛生学	2	2	保健科教育法 II	3	2
スポーツマネジメント	2	2	体育科教育法 I	3	2
救急処置法	2	2	体育科教育法 II	3	2
スポーツ史	2	2	舞踊音楽演習 (パーカッション)	3	2
体操	2	1	表現運動学演習 (演技)	3	2
器械運動	2	1	舞踊音楽演習 (ヴォイス・トレーニング)	3	2
陸上競技	2	1	新体操	3	1
水泳	2	1	フォークダンス	3	1
バスケットボール	2	1	ソフトボール	3	1
バレーボール	2	1	柔道	3	1
比較舞踊学	3	2	スポーツ社会学	4	2

単位修得要項

5 専門教育科目 **必修** 全科目を単位修得する

必要単位数 ▶ **17**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
表現運動学	1	2	舞台芸術論	2	2
舞踊学原論	1	2	舞踊音楽論	2	2
シアターダンステクニック	1	1	創作 I	2	2
舞踊創作・振付法	2	2	野外上演法	2	2
舞踊方法学	2	2			

6 専門教育科目 **選択** 26 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **26 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
タップダンス	1	1	ダンスセラピー演習	3	2
コンタクト・ワーク	1	1	マルチメディア・パフォーマンス	3	2
ボディ・コンディショニング	2	1	レパトリー研究	3	2
舞台制作 I	2	1	舞踊指導演習 (舞踊家・一般成人指導法)	3	2
舞踊分析法演習	2	2	創作 II	3	2
舞踊音楽制作	2	2	テクニック&レパトリー	3	1
モダンダンス II	2	1	スペイン舞踊	3	1
モダンダンス III	2	1	日本舞踊	3	1
クラシックバレエ II	2	1	学校教育ダンス	3	1
クラシックバレエ III	2	1	舞台制作 II	3	1
ジャズダンス II	2	1	舞踊史学	4	2
シアタージャズダンス	2	1	ダンス制作論	4	2
コンテンポラリーダンス II	2	1	舞台上演法	4	2
インプロヴィゼーション	2	1	舞踊指導演習 (高齢者・障害者指導法)	4	2
舞台演出論	3	2	スポーツ・舞踊活動特別実習	1~3	3
現代の舞踊論	3	2	卒業研究	3~4	6



健康スポーツ学科

人材養成及び教育研究上の目的

子どもから高齢者まであらゆる人々を対象に、健康のためのスポーツの場をどのように創りどう支えるか、また、実施者それぞれの目的や状況に応じたスポーツプログラムや運動が心身に与える影響などについて学ぶことを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。

- ① 子どもから高齢者まで、あらゆる年代の人々の健康づくりと生きがいづくりに寄与する運動・スポーツの実践、指導、マネジメントのできる運動・スポーツの指導者
- ② 学校、地域、介護・医療施設などの幅広い職域において、運動・スポーツを通じて人々の心と身体に働きかけ、生涯に亘って健康で豊かな生活を送ることができるようサポートするための専門的知識と能力を身につけた、運動・スポーツの指導者

教育課程の編成の考え方及び特色 (カリキュラム・ポリシー)

- ① 運動指導者として、また社会人として必要な幅広い知識・技術の修得と心豊かな人間性を養うために、教養科目を開設する。
- ② スポーツや健康運動に関する高度な専門的知識・技術及び指導・実践能力を段階的かつ体系的に学ぶために、基礎的な理論と技能を修得する専門基礎教育科目と、それらを様々なスポーツ活動の現場で応用できる力を養う専門教育科目を開設する。
- ③ 子どもから高齢者まで、それぞれの目的や状況に応じて、幅広くスポーツや健康運動が指導できる能力を養うための科目を開設する。
- ④ 学校教育及び地域保健活動等の現場で指導的役割を果たすことのできる教員免許状を取得できるカリキュラムを編成するとともに、スポーツ・健康運動の専門家を養成するための指導者資格取得につながる科目を開設する。

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

- ① 幅広い教養を身につけるとともに、人間や社会、自然や科学、そして運動やスポーツに関わる問題を深く探求する姿勢を身につける。
- ② 健康スポーツ学科の専門的・体系的学修を通して、高度な知識と技術、高い身体活動能力を修得し、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで幅広い年代の人々が健康で豊かな生活を送ることができるようサポートする能力を身につける。

◎卒業要件

卒業するには、本学に4年間以上在学し、卒業に必要な所定単位を修得しなければなりません。



卒業が認められた者には

学士（健康スポーツ学）の学位が与えられます

◎履修科目登録単位数の上限（キャップ制）

4年間にわたり計画的な学習をするために、1年間に履修することができる単位数を「45単位まで」としています。また、各年次・学期ごとには1単位以上を必ず履修しなければなりません。
※詳しくは26ページを参照してください。

◎進級要件

2年次終了時に60単位以上を修得しなければなりません。60単位に満たない場合、原則として3年次科目の履修（3年次への進級）ができません。

◎取得できる免許・資格

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

卒業に必要な科目の他に、教職に関する所定の単位を修得することで、取得できます。『教職科目』の単位は卒業単位には含まれませんので、注意してください。
※詳しくは40・41ページをみてください。

● 小学校教諭一種免許状

聖徳大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は10名で、聖徳大学への受講料が別途必要です。また、小学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。
※詳しくは34ページをみてください。

● 特別支援学校教諭一種免許状

明星大学通信教育部との連携によるプログラムで、所定の単位を修得することで取得できます。定員は若干名で、明星大学への受講料が別途必要です。また、特別支援学校教諭一種免許状のみを取得することはできません。
※詳しくは34ページをみてください。

🗑️ 取得が有利になる資格

本学で指定された単位を修得することにより、資格取得のための講習・試験の一部が免除されたり、認定試験の受験資格が得られます。
※詳しくは35ページをみてください。

健康スポーツ学科

単位履修方法

各区分の開講科目、単位、開講学年は以下のとおりです。
教育職員免許状の取得方法については 40・41 ページを参照してください。

1 教養科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 18

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
日本国憲法	1	2	英語Ⅰ（基礎）	1	2
女性と仕事	1	2	英語Ⅰ（初級）		
教養演習	1	2	英語Ⅰ（中級）		
情報処理Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（基礎）	1	2
情報処理Ⅱ	1	2	英語Ⅱ（初級）		
国語表現Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（中級）		
			国語表現Ⅱ	2	2

2 教養科目 **選択** 16 単位以上を修得する 必要単位数▶ 16以上

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
栄養学入門	1	2	ドイツ語	2	2
生理・生化学入門	1	2	フランス語	2	2
近現代史入門	1	2	中国語	2	2
人間心理の理解	1	2	コリア語	2	2
ボランティア活動論	1	2	社会のしくみとキャリア形成	2	2
日常生活の社会学	1	2	データ分析と統計学	3	2
数と論理	2	2	知の哲学	3	2
現代の倫理	2	2	教養としての日本文学	3	2
日常生活の法律	2	2	音楽の世界	3	2
教養としての経済学	2	2	ジェンダー論	3	2
英語 E A P I	2	2	コンピュータ実践演習	3	2
英語 E G C I	2	2	人間生活と地球環境	4	2
英語 E A P II	2	2	ヨーロッパの文学と文化	4	2
英語 E G C II	2	2	レクリエーションミュージック・合奏	4	2

3 専門基礎教育科目 **必修** 全科目を単位修得する 必要単位数▶ 28

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
スポーツ生理学	1	2	陸上競技A	1	1
健康科学論	1	2	水泳	1	1
機能解剖学	1	2	バスケットボール	1	1
生涯スポーツ論	1	2	バレーボール	1	1
スポーツ心理学	1	2	スポーツ医学	2	2
スポーツマネジメント	1	2	衛生学・公衆衛生学	2	2
発育発達論	1	2	体カトレーニング論	2	2
体操	1	1	ダンスムーブメント	2	1
器械運動	1	1	ダンスエクササイズ	2	1

4 専門基礎教育科目 **選択** 30 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **30 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
スポーツ運動学	1	2	学校保健	3	2
スポーツ原論	1	2	精神保健	3	2
社会福祉	1	2	障害者スポーツ論	3	2
生涯スポーツA (ニュースポーツ)	1	1	スポーツ施設管理論	3	2
生涯スポーツB (ボールゲーム屋内)	1	1	保健科教育法Ⅰ	3	2
生涯スポーツC (ボールゲーム屋外)	1	1	保健科教育法Ⅱ	3	2
スキー	1	1	体育科教育法Ⅰ	3	2
スケート	1	1	体育科教育法Ⅱ	3	2
スポーツバイオメカニクス	2	2	テーピング・マッサージ	3	2
スポーツ栄養学	2	2	スポーツ指導演習 (体づくり運動)	3	2
精神発達	2	2	スポーツ指導演習 (器械運動)	3	2
女性のライフステージと運動	2	2	スポーツ指導演習 (陸上競技)	3	2
スポーツ産業論	2	2	スポーツ指導演習 (水泳)	3	2
スポーツ法学	2	2	スポーツ指導演習 (バスケットボール)	3	2
スポーツ史	2	2	スポーツ指導演習 (バレーボール)	3	2
野外教育論	2	2	ダンス・メソッド	3	2
陸上競技B	2	1	ソフトボール	3	1
野外活動	2	1	柔道	3	1
スポーツリハビリテーション論	3	2	スポーツ社会学	4	2

単位修得要項

5 専門教育科目 **必修** 全科目を単位修得する

必要単位数 ▶ **12**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
運動処方論	2	2	スポーツプログラミング演習	2	2
健康運動指導論	2	2	スポーツサービス論	3	2
スポーツ健康科学演習	2	2	スポーツ指導論	4	2

※スポーツ健康科学演習、スポーツプログラミング演習はいくつかの領域に分かれている中から1つの領域を履修する。

6 専門教育科目 **選択** 20 単位以上を修得する

必要単位数 ▶ **20 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
体力測定評価法	2	2	レジスタンス・エクササイズ	3	2
救急処置法	2	2	健康福祉スポーツ演習 (障害者)	3	2
スポーツ調査法	2	2	健康スポーツ特別演習	3	4
健康スポーツ演習 (アクアスポーツ)	2	2	スポーツ政策論	4	2
健康スポーツ演習 (ウォーキング・ジョギング)	2	2	生活習慣と健康	4	2
子どものスポーツ指導演習	2	2	運動プログラム管理演習	4	2
健康福祉スポーツ論 (高齢者)	3	2	運動負荷試験演習	4	2
健康づくりのための運動生理学	3	2	スポーツ・舞踊活動特別実習	1～3	3
エアロビクス・エクササイズ	3	2	卒業研究	3～4	6



子ども運動学科

人材養成及び教育研究上の目的

幼児期の多様な運動経験がその後の心身の発育と生涯にわたって必要となる基本的な運動能力や体力の獲得につながることの重要性を踏まえ、子どもの運動や遊びそのものについて、また運動や遊びと心身の発達との関連について学ぶことを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。

- ① 運動や遊びに深い関心があり、子どもの健全な心身の発達について専門的知識を備えた保育者
- ② 一人ひとりの子どもの個性に応じた適正な指導を行い、子どもが楽しく自発的に体を動かし自らを豊かに表現できる環境づくりに寄与する保育者

教育課程の編成の考え方及び特色 (カリキュラム・ポリシー)

- ① 本学体育学部における学修に必要な基礎知識・技術の修得と心豊かな人間性を養うための科目として4学科共通の教養科目を開設する。
- ② 保育に関する専門的な知識・技術及び指導・実践能力を基礎から段階的に学ぶために専門基礎教育科目と専門教育科目を開設する。また、専門基礎教育科目の中に、運動に関わる能力を多角的に分析・解明する力を養うための科目が開設されている。
- ③ 子ども運動学科で修得した知識や技能を生かし、子どもの主体的な遊びを中心とした身体活動を、子どもとともに学ぶカリキュラムを設置する。

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

- ① 幅広い教養を身につけるとともに、人間や社会、自然や科学、そして運動やスポーツに関わる問題を深く探求する姿勢を身につける。
- ② 運動を中心に、子どもの身体諸機能の調和的発達に寄与することができる指導力を身につける。
- ③ 子どもの幸福と生きる力の基礎を育むための様々な保育内容や保育方法を学修し、実践に生かすことができる。
- ④ 子どもの心身の健康を、最新の理論と方法によって支え、これからの幼児教育、児童福祉、子育て支援などの場で社会的要請に応えることができる。

◎卒業要件

卒業するには、本学に4年間以上在学し、卒業に必要な所定単位を修得しなければなりません。



卒業が認められた者には

学士（子ども運動学）の学位が与えられます

◎履修科目登録単位数の上限（キャップ制）

4年間にわたり計画的な学習をするために、1年間に履修することができる単位数を「45単位まで」としています。また、各年次・学期ごとには1単位以上を必ず履修しなければなりません。

※詳しくは26ページを参照してください。

◎進級要件

2年次終了時に60単位以上を修得しなければなりません。60単位に満たない場合、原則として3年次科目の履修（3年次への進級）ができません。

◎取得できる免許・資格

● 幼稚園教諭一種免許状

卒業に必要な科目とあわせて、教職に関する所定の単位を修得することで、卒業時に幼稚園教諭一種免許状が取得できます。

※詳しくは42・43ページをみてください。

● 保育士資格

保育士は、保育所のほか児童養護施設や障害児入所施設、乳児院などにおいて、乳児・幼児の保育を行います。

卒業に必要な科目とあわせて所定の単位を修得することで、卒業時に保育士となる資格が得られます。

※詳しくは44～46ページをみてください。

子ども運動学科

単位履修方法

各区分の開講科目、単位、開講学年は以下のとおりです。

教育職員免許状の取得方法については 42・43 ページ、保育士資格の取得方法については 44～46 ページを参照してください。

1 教養科目 **必修** 全科目を単位修得する

必要単位数▶ **18**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
日本国憲法	1	2	英語Ⅰ（基礎）	1	2
女性と仕事	1	2	英語Ⅰ（初級）		
教養演習	1	2	英語Ⅰ（中級）		
情報処理Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（基礎）	1	2
情報処理Ⅱ	1	2	英語Ⅱ（初級）		
国語表現Ⅰ	1	2	英語Ⅱ（中級）		
			国語表現Ⅱ	2	2

2 教養科目 **選択** 16 単位以上を修得する

必要単位数▶ **16以上**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
栄養学入門	1	2	ドイツ語	2	2
生理・生化学入門	1	2	フランス語	2	2
近現代史入門	1	2	中国語	2	2
人間心理の理解	1	2	コリア語	2	2
ボランティア活動論	1	2	社会のしくみとキャリア形成	2	2
日常生活の社会学	1	2	データ分析と統計学	3	2
数と論理	2	2	知の哲学	3	2
現代の倫理	2	2	教養としての日本文学	3	2
日常生活の法律	2	2	音楽の世界	3	2
教養としての経済学	2	2	ジェンダー論	3	2
英語 E A P I	2	2	コンピュータ実践演習	3	2
英語 E G C I	2	2	人間生活と地球環境	4	2
英語 E A P II	2	2	ヨーロッパの文学と文化	4	2
英語 E G C II	2	2	レクリエーションミュージック・合奏	4	2

3 専門基礎教育科目 **必修** 全科目を単位修得する

必要単位数▶ **27**

科目名	学年	単位	科目名	学年	単位
保育・教育心理学	1	2	スポーツ心理学	2	2
社会福祉	1	2	身体表現	2	2
子どもの運動発達	1	2	ダンスムーブメント	2	1
保育原理	1	2	スポーツ原論	3	2
スポーツ運動学	1	2	幼児理解	3	2
水泳	1	1	発達・教育相談	3	2
体操	1	1	児童文化演習	3	2
スポーツ生理学	2	2			

4 専門基礎教育科目 **選択** 19 単位以上を修得する必要単位数 ▶ **19 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
発育発達論	1	2	運動あそび	2	2
造形表現Ⅰ	1	2	バスケットボール	2	1
言葉	1	2	陸上競技	2	1
ソルフェージュ (楽典)	1	2	野外活動	2	1
環境	1	2	子ども家庭支援論	3	2
健康	1	2	スポーツマネジメント	3	2
歌唱法	1	1	衛生学・公衆衛生学	3	2
器楽Ⅰ	1	1	子どものスポーツプログラミング	3	2
バレーボール	1	1	器楽Ⅱ	3	1
スキー	1	1	器械運動	3	1
スケート	1	1	サッカー	3	1
救急処置法	2	2	ことばの研究	4	2
人間関係	2	2	スポーツ社会学	4	2
造形表現Ⅱ	2	2	スポーツ史	4	2

単位修得要項

5 専門教育科目 **必修** 全科目を単位修得する必要単位数 ▶ **36**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
保育者論	1	2	保育内容 (表現A)	2	2
教育原論	1	2	保育内容 (表現B)	2	2
幼児体育	1	2	音楽表現	2	2
保育・教育課程論	2	2	特別支援教育・障害児保育	2	2
保育指導法	2	2	幼児リトミック	2	2
保育内容 (健康)	2	2	教育社会学	3	2
保育内容 (環境)	2	2	教育方法学	3	2
保育内容 (言葉)	2	2	保育内容 (総合)	3	2
保育内容 (人間関係)	2	2	保育指導法演習	3	2

6 専門教育科目 **選択** 8 単位以上を修得する必要単位数 ▶ **8 以上**

科 目 名	学年	単位	科 目 名	学年	単位
子どもの保健	1	2	子どもの理解と援助	3	2
子ども家庭福祉	2	2	保育実習指導Ⅰ	3	2
乳児保育Ⅰ	2	2	保育実習指導Ⅱ	3	2
子ども家庭支援の心理学	2	2	保育実習Ⅰ	3	4
乳児保育Ⅱ	2	2	保育実習Ⅱ	3	2
子どもの健康と安全	2	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	4	2
子どもとあそび	2	2	保育実習指導Ⅲ	4	2
社会的養護	3	2	保育実習Ⅲ	4	2
社会的養護内容	3	2	教育実習 (事前・事後指導を含む)	4	5
子どもの食と栄養	3	2	スポーツ・舞踊活動特別実習	1~3	3
子育て支援	3	2	卒業研究	3~4	6

履修登録の注意事項

●単位を修得するためには、履修する科目を登録しなければなりません。

履修登録を間違いなく行うこと

- ・履修登録をしていない授業科目は、授業に出席し、試験に合格しても単位は認められません。必ず年度始めの指定された期間内に、後期に開始される科目や集中講義等も含めて、履修登録を行ってください。

期限を守ること

- ・履修登録には期限が定められています。別途お知らせしますので、各自よく確認し、期限は厳守してください。

自分の責任で履修登録すること

- ・履修登録・確認・訂正・変更は、卒業や進級等に関わる極めて重要な事項です。他人任せにしないで、自分の責任で行ってください。

履修登録の例外

- ・年度途中での追加や変更は原則認めません。ただし大学が年度の途中で開講する科目がある場合や進級・卒業に必要な単位が足りない場合など、やむを得ない理由で後期から履修科目の追加・変更を認めることがあります。その場合は、後期授業開始から1週間以内に教務課へ申し出てください。

○各科目の履修方法

- 各科目には開講学年と受講クラスが定められているので、それに従って履修しなければなりません。指定クラス以外で受講を希望する場合には担当教員の許可が必要です。
- 上級学年の科目と一度単位認定された科目は履修できません。
- 教養科目は必修と選択に分かれています。必修は全科目履修しなければなりません。選択は1年次から4年次までに開設された科目を計画的に履修してください。
- 専門基礎教育科目と専門教育科目は必修と選択に分かれています。必修は全科目履修しなければなりません。選択については学科ごとのガイダンスを参考に、将来の進路まで十分に考えて履修計画を立ててください。
- 教職に関する科目は中学校・高等学校の教員免許状を取得するためには全科目必修です。しかし、卒業に必要な単位数には加えられません。詳しくは教員免許状の取得方法のページ（36～43ページ）で確認してください。

○履修科目登録単位数の上限（キャップ制）について

- 本学では、学生各自が4年間にわたり計画的な学習をすすめるために、1年間に履修することができる単位数を「45単位まで」としています。また、各年次・学期ごとに1単位以上を必ず履修登録しなければなりません。
- この上限には、再履修科目、下級学年科目、他学科科目も含まれますが、以下の場合には例外として上限には含まれません。

〈上限の対象に含まないもの〉

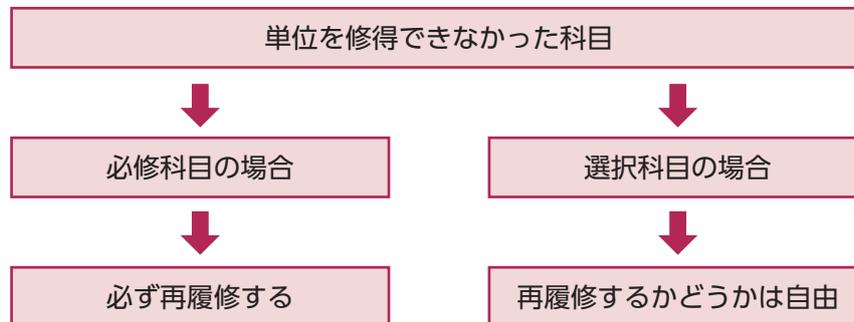
- ① 集中講義や学外集中実習により実施する科目、「卒業研究」、学則別表第6の「教職科目」
- ② 子ども運動学科で保育士資格を取得する場合の「保育士資格取得に関する規程」の別表1に定める“必修科目”
- ③ 編入生や転学科生、特別な事情により単位修得が困難な学生など、教務委員会が特に必要と認める者
- ④ 成績優秀な者には上限を超えて履修科目の登録を認めることがある（教務委員会で判断）

○他学科開講科目の履修について

- 他学科に開講している科目は希望に応じて履修することができます。ただし、科目担当教員の判断により受け入れられないこともあるので、授業の初回に担当教員に確認してください。
- 同じ科目が複数の学科に開講されている場合は、自分の所属する学科で履修してください。
- 他学科の「専門基礎教育科目・必修」や「専門教育科目・必修」として開講している科目は原則として履修を認めません。
- 他学科科目の中で「専門基礎教育科目・選択」として開講している科目に限り、10単位を上限として卒業単位に加えることができます。その場合は「専門基礎教育科目・選択」の単位として扱います。

再履修について

単位を修得できなかった科目の再履修については、その科目が必修科目の場合と選択科目の場合で異なります。以下の注意事項をよく読んで履修登録をしてください。



■ 再履修する場合の注意事項 ■

- ① 必修科目が単位修得できなかった場合は、原則として次年度に再履修しなければなりません。
- ② 選択科目の場合は、必ずしも再履修する必要はなく、他の科目で進級・卒業単位を充足することができます。 教員免許状取得や各種資格に関連して必要な科目かどうか、自分でよく確認して再履修を考えてください。
- ③ 再履修する科目は、新たに履修する科目と同様に年度始めに履修登録が必要です。
- ④ 不合格となった科目を同年度内に再履修することはできません。
- ⑤ 再履修する科目と新たに履修する科目の時間割が重なってしまう場合は、再履修する科目を優先するように考え、また、再履修する科目と新たに履修する科目を合わせて 45 単位までになるように計画してください。 自分で判断できない場合は教務課と相談してください。
- ⑥ 単位を修得した科目を再度履修することはできません。

○授業の欠席について

授業を欠席する場合は、欠席届に証明書類等を添えて該当科目の担当教員に速やかに提出してください。欠席届を提出できるのは以下の場合に限ります。なお欠席の理由により、必要な証明書類・確認印の有無が異なりますので注意してください。

欠席理由	証明書類	確認印
病 気	医師による診断書、医師の診察を受けたことを証明する書類（領収書など）	
教育実習・介護等体験・保育実習 など授業の一部としての実習	な し	教務課
忌引き *日数の基準 1 親等（父母など） 連続7日間 2 親等（祖父母・兄弟姉妹） 連続3日間 3 親等（伯叔父母など） 1日間 ※休祝日も忌引きの日数に含まれます。	会葬礼状等の葬儀日程がわかる書類	
就職試験	教員採用試験、公務員試験など受験を証明する書類	キャリア支援課
部・同好会関係（ただし部長の認めるものに限る） ≪該当する大会例≫ 国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会、ユニバーシアード）、国民スポーツ大会、全日本総合選手権大会、全日本大学選手権、東日本大会、関東大会、国際ダンスコンクール、全日本ダンスコンクール、その他部長の認める大会	プログラムやメンバー表等の証明書類	所属部・同好会の部長

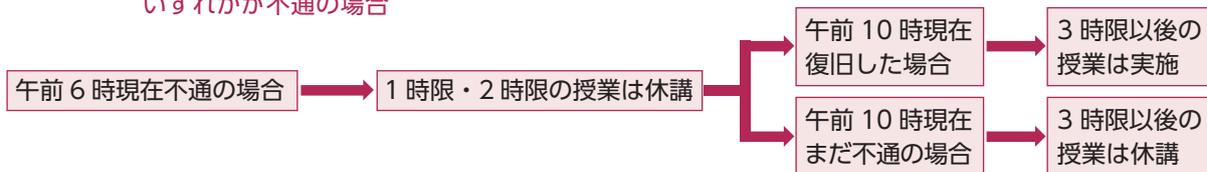
☆ 欠席届を提出しても、欠席した授業を出席として扱うことにはなりません。
（欠席届の扱いについては科目担当教員の判断によります。）
出席不足により定期試験受験無資格となる場合もあるので注意してください。

○緊急時の対応について

台風や大雪などの災害により交通機関が長時間不通となった場合、授業は次のように取り扱います。但し、人身事故等による一時的な不通はこれに含まれません。

【対象路線】 ●京王線全線（新宿－京王八王子間） ●J R 山手線全線

いずれかが不通の場合



～大規模地震「警戒宣言」が発令された場合～

東海地方を中心とする大規模な地震の発生が予測されるときに、大規模地震対策特別措置法に基づき、「地震防災対策強化地域判定会」が招集され「警戒宣言」が発令されます。発令された場合、本学では次のような休講措置をとることにしています。

1. 午前6時現在で発令されている場合は、1時限及び2時限の授業は休講とします。
2. 午前10時現在で発令されている場合は、3時限以後の授業は終日、休講とします。
3. 授業時間内に発令された場合は直ちに授業を中止し、当該授業及びそれ以後の授業は終日休講とします。

☆その他、上記以外で本学の危機管理対応本部において、通学が危険または困難と判断された場合は臨時に休講措置をとることがあります。その場合は本学ホームページ、ポータルサイト等で連絡をします。

試験について

試験には、試験期間内に行う定期試験、担当教員が授業期間内に行う試験、あるいはレポート等があり、さらにそれらを併用する場合があります。(実技試験は、通常授業中に行われ、定期試験期間内に行われることはないので注意してください。)

○定期試験

定期試験は7月下旬～8月上旬と1月下旬～2月上旬に行われます。定期試験をやむを得ない理由で欠席した者については「追試験」が、試験の結果不合格となった者を対象に「再試験」の制度が設けられていますが、無条件で受験できるわけではありません。定められた期間内に教務課にて手続きをする必要があります。(実技試験については科目担当教員の指示に従ってください。)

● 試験に関する内規

第1条 (試験の種類及び時期) 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とし、その実施の時期は教授会で協議報告し、学長がこれを定める。但し、上記以外の試験は各教科担当者の方針によることを妨げない。

第2条 (定期試験) 定期試験は、前期試験、後期試験(卒業年次は卒業試験)に分け講義終了後各学科目について行う。但し、実技科目については担当教員の指定する時期にこれを行うことを妨げない。

第3条 (追試験) 追試験は、下記の要件を満たし、指定された期日までに所定の手続きをした場合に受験が認められる。

(1) 病気の場合

医師による登校不能という診断書または、医師の診察を受けたことを証明する書類を欠試験に添えて教務課に提出した場合。

(2) 就職試験の場合

教員、公務員、一般企業などの受験を証明する書類(キャリアセンターによる証明を含む)を欠試験に添えて教務課に提出した場合。

(3) 重要な試合・公演に出場・出演、専門性の高い研修(学科長の認めたもの)に参加の場合。

出場・出演を証明する書類(プログラム等)、研修参加を証明する書類を添えて教務課に提出した場合。

(4) その他やむを得ない場合

①忌引 ②交通機関の事故等 ③教育実習・保育実習期間・介護等体験日(教務課証明) ④その他

それぞれ、証明する書類を添えて教務課に提出した場合。

第4条 (再試験) 試験の結果不合格となった科目について一度だけ再試験を行うことがある。

第5条 (受験資格) 試験の種類を問わず、次の者は受験することができない。

(1) 履修届を提出しなかった者

(2) 第3条の要件を満たさない者

(3) 試験期において停学中又は休学中の者及び教科担当者から受験資格の与えられていない者

(4) 授業料滞納者

(5) 年度始めに健康診断等を受けなければ、体育実技の受験資格を認めない。(夏季、冬季実習参加資格も認めない)

第6条 (追試験、再試験の手数料) 追・再試験を受ける者は所定の手数料を納めなければならない。

第7条 (試験の実施) 試験は、試験日程時間割に従って行われる。

第8条 (遅刻者) 遅刻者の入室は、これを認めない。但し、遅刻者において特別の事情がある場合には、試験開始後20分迄は入室を認めることができる。

第9条 (学生証の携帯、提示) 学生証を携帯しない者は、教務課において証明書の交付を受けなければ受験することができない。また受験中は学生証を机上に置かなければならない。

第10条 (使用許可物) 教科書、参考書又はノートの類は、その使用を許可されたものを除き、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書またはノートの類の使用が許可された場合も、試験場に入場した後は、それらを授受してはならない。

第11条 (発言等の禁止) 受験者は、試験監督者の許可なくして発言、文房具の授受又は場外に出ることはできない。

第12条 (退場命令) 試験場において、試験監督者の指示に従わない者については、試験監督者は退場を命ずることができる。

第13条 (退場) 試験開始後30分以内に退出してはならない。試験場を退出するときは、答案は必ず所定の場所に提出しなければならない。

第14条 (不正行為) 不正行為を行った者の処分は、教授会が審議し、学長がこれを決定する。

第15条 (雑則) 無記名答案は原則として無効とする。

● 不正行為者の処分について

試験において不正行為を行った者は次により処分される。

(1) その場で学生証と答案及び証拠品を取り上げ退場・待機を命ずる。

(2) 学生部長の事情聴取。

(3) 当該科目とそれ以降の試験はすべて無効。(追・再試験も無効)

(4) 学生委員会で処分について協議し、教授会で審議し、学長が決定する。

(5) 学則により1週間の停学。(反省がない場合はさらに延長)

(6) 1週間の公示、訓戒を行う。

(7) 停学期間中は、自宅謹慎し、反省文を提出し指導を受ける。

○追試験

追試験は定期試験をやむを得ない理由で欠席した者が対象です。

追試験は定められた期間に所定の手続を行わなければ受験できないので、試験日程の掲示に注意してください。

● 追試験までの流れ



○再試験

※通常、実施されることはありません。

成績について

成績評価は、科目担当教員が試験成績、授業中課題の成績、授業への取り組み・参加度、その他を総合して決定します。

○成績評価の区分

判定	評価	点数	GP (グレードポイント)
合格	S	100 ~ 90	4.0
	A	89 ~ 80	3.0
	B	79 ~ 70	2.0
	C	69 ~ 60	1.0
不合格	D	59 ~ 0	0.0
放棄		—	0.0
認定		—	GPA 対象外
保留		—	成績が決まった時点で算入

● 保留

怪我や病気など、やむを得ない事情により試験等が受験できないといった理由により、成績評価を決定できない場合に保留扱いとなります。

補講等の手当てにより成績評価を受けることのできる期間は、原則、当該年度末までとなります。保留の成績がついた科目については早急に教員と相談し、補講等の指示を受けてください。

○成績の通知について

保護者の方宛に年2回『成績通知書』を郵送します。(詳しい日程についてはオリエンテーションで配布する年間予定表で確認してください。)学費未納者へは「成績通知書」を郵送しません。

成績通知書は保護者の方だけではなく、学生自身も必ず確認してください。

万が一、郵便が届かない場合は、教務課に問い合わせてください。なお、単位認定や成績評価に関して電話での問い合わせはできませんので、注意してください。

○GPA 制度について

● GPA (Grade Point Average) 制度とは……

各成績評価に対してそれぞれのポイントを定め、全履修科目の平均を示したものです。不合格や放棄科目が増えると値が小さくなります。数値化することによって、自分自身の学習状況を把握、自覚して、主体的に学習意欲を高めることを目的としています。

● GPA の算出方法

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{その科目で得たGP}) \text{の合計}}{\text{履修登録をした科目の単位数の合計}^{*1}}$$

*1: 保留科目は GPA 算出時には分子・分母から除き、成績が確定した時点でその年度の科目として算入します。
※小数点第3位未満は四捨五入。

- GPA は成績通知書および成績証明書に記載されます。
- GPA の算出は、他学科開講科目や教職科目を除いた全ての科目が対象になります。

「授業科目履修者に求められる成績水準の設定」について

本学では、過年度に修得した科目の成績 (GP 値等) を、特定の授業科目の履修条件として用いる場合があります。対象科目については、シラバスや履修指導時にて案内します。

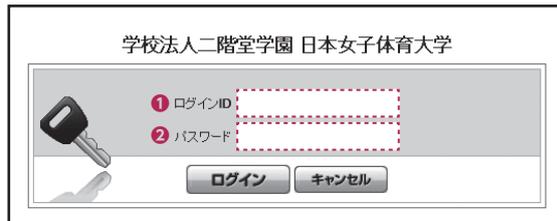
在学生専用ポータルサイト

大学から学生への連絡や通知は、在学生専用ポータルサイトにて行います。

在学生専用ポータルサイトとは、休講・補講・講義連絡など授業に関する各種情報や呼び出し、その他のお知らせ等を個人専用のページに送信し、学生生活を支援しています。

大学ホームページの「在学生専用ポータルサイト」メニューからアクセスできます

ログイン画面



①のログインIDと②のパスワードを入力し、
ログイン ボタンをクリックしてください。
 ★入力するユーザIDとパスワードは情報処理センターから配布されます

ログイン後

大学から配信された、呼び出し・連絡等を確認できます。

- 【各種 WEB システム】
- 時間割表 1年間の履修登録科目の確認
 - ドライブ 大学が配信する e-Learning コンテンツの閲覧など
 - WebMail メールサービス
 - カレンダー カレンダーの利用
 - 図書館 図書館の貸し出し状況などの確認
 - パーソナルデータ 学生自身の情報（メールアドレス変更）

自分が履修している授業の休講・補講・教室変更の情報が確認できます。

一週間分の授業予定を確認できます。
 アイコンの説明
 ⊗ 休講予定あり
 ⊕ 補講予定あり
 ⇄ 教室変更あり

【注意】 ・いったん配信した事項は学生に伝わったものとします。確認をしなかったために不利益が生じても、自己責任になりますので、ポータルサイトをみる習慣をつけてください。



資格について

●資格取得について

●**スポーツ科学科**
中学校・高等学校教育職員免許状の取得

●**ダンス学科**
中学校・高等学校教育職員免許状の取得

●**健康スポーツ学科**
中学校・高等学校教育職員免許状の取得

●**子ども運動学科**
幼稚園教育職員免許状の取得
保育士資格の取得

大学卒業後、教育職員になることを志望する学生は、教育職員免許法（第5条別表第1）、教育職員免許法施行規則などの諸法令に従って設けられた本学所定の単位を修得しなければなりません。

1 取得できる教育職員免許状と資格

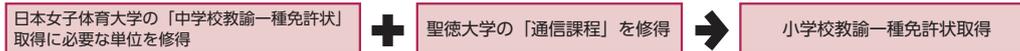
免許 / 資格	スポーツ科学科	ダンス学科	健康スポーツ学科	子ども運動学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）	●	●	●	
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	●	●	●	
小学校教諭一種免許状	*	*	*	
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	*	*	*	
幼稚園教諭一種免許状				●
保育士資格				●

●…取得可能な免許・資格 *…条件付きで取得可能な免許（下記参照）

2 小学校教諭一種免許状取得プログラム

聖徳大学通信教育部との連携による「小学校教諭一種免許状取得プログラム」を開設しています。2～4年次の3年間にわたり本学の卒業単位と中学校教諭一種免許状に必要な単位を修得しながら、聖徳大学通信教育部の科目等履修生として学ぶことで、小学校教諭一種免許状が取得できます。定員は10名（学内選考あり）で、聖徳大学への受講料が別途必要です。なお、小学校教諭免許のみを取得することはできません。

☆詳しいことはガイダンスで説明します。



3 特別支援学校教諭一種免許状取得プログラム

明星大学通信教育部との連携による「特別支援学校教諭一種免許状取得プログラム」を開設しています。2～4年次の3年間にわたり本学の卒業単位と中学校教諭一種免許状に必要な単位を修得しながら、明星大学通信教育部の科目等履修生として学ぶことで、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）が取得できます。定員は若干名（学内選考あり）で、明星大学への受講料が別途必要です。なお、特別支援学校教諭免許のみを取得することはできません。

☆詳しいことはガイダンスで説明します。



資格取得について

所定の科目を修得することで取得できる資格、講習や試験が免除される資格、認定試験が受験可能になる資格があります。

資 格		スポーツ科学科	ダンス学科	健康スポーツ学科	子ども運動学科
コーチングアシスタント		★		★	
ハンドボールコーチ 1 水泳コーチ 1・3		★		★	
コーチ 1・2・3 (上記種目以外)		●		●	
教師 (商業スポーツ施設における指導者)		●		●	
ジュニアスポーツ指導員		●		●	
スポーツプログラマー		●		★	
アスレティックトレーナー		●		●	
アシスタントマネジャー		★		★	
健康運動実践指導者				★	
健康運動指導士				★	
GFI グループエクササイズ フィットネス インストラクター	AD (エアロビックダンスエクササイズ)			★	
	RE (レジスタンスエクササイズ)			★	
	SE (ストレッチングエクササイズ)			★	
	WE (ウォーキングエクササイズ)			★	
	AQW (アクアウォーキングエクササイズ)			★	
キャンプインストラクター		★	★	★	★
キャンプディレクター 2級				★	
パラスポーツ指導員 (初級)				◎	
JPSU スポーツトレーナー資格		○		○	

- ★ … 所定の科目を修得し、試験に合格することで取得できるもの
- … 所定の科目を修得し、試験に合格することで講習の一部が免除されるもの
- ◎ … 所定の科目を修得することで在学中に取得できるもの
- … 所定の科目を修得し、養成講習会を修了することで取得できるもの

※詳しくはそれぞれの資格のガイダンスで説明します

スポーツ科学科

中学校・高等学校教育職員免許状の取得

免許状取得に必要な科目単位及び修得方法

[注意] 編入生の場合は、単位修得方法が一人ひとり異なります。それぞれ教務課で確認してください。

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

1 基礎資格 学士の学位を有すること
(所定の単位を修得し、卒業すること)

2 必要単位数 66 単位 + 8 単位

教科及び教職に関する科目… 66 単位

その他定められた科目… 8 単位

● 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定められた科目		本学対応科目	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	科目名 年次 単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 [体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史]・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中 28 高 24	体操 I 1 ①
			器械運動 I 1 ①
			陸上競技 I 1 ①
			水泳 I 1 ①
			バスケットボール I 1 ①
			バレーボール I 1 ①
			ダンスムーブメント A 2 ①
			ソフトボール 3 1
			柔道 3 1
			スポーツ原論 1 ②
			スポーツ心理学 2 ②
			スポーツマネジメント 3 2
			スポーツ社会学 4 2
			スポーツ史 3 2
			スポーツ運動学 1 ②
スポーツ生理学 1 ②			
衛生学・公衆衛生学 2 2			
学校保健 3 2			
精神保健 3 2			
救急処置法 3 2			
保健科教育法 I 3 2			
保健科教育法 II 3 2			
体育科教育法 I 3 2			
体育科教育法 II 3 2			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論（教育課程を含む） 2 2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教職論 1 2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育社会学 3 2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育心理学 2 2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育入門 3 2
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳教育の理論と方法 2 2
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 3 2
	特別活動の指導法		教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む） 2 2
	教育の方法及び技術		生徒指導法（進路指導を含む） 3 2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談 3 2
	生徒指導の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習（事前・事後指導を含む） 4 5
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高） 4 2
大学が独自に設定する科目		中 4 高 12	本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に含めて履修。
合 計：66 単位（全科目単位修得する）			

(注意) 1. 単位数の○は卒業必修科目 2. 「教育実習」5単位には「事前・事後指導（1単位）」を含む

● その他定められた科目（教育職員免許法施行規則による）

科目名	年次	単位	備考
日本国憲法	1	2	必修科目または免許必修科目として履修することになります
スポーツ運動学	1	2	
英語I(基礎) または英語I(初級) または英語I(中級)	1	2	
情報処理 I	1	2	

● 教育実習の派遣資格について

4年次で実施される教育実習（実習校実習）に参加するためには、2年次後期から始まる「事前・事後指導」の授業をすべて受講し、さらに下記の条件を満たさなければなりません。

科目名	年次	単位	修得区分	科目名	年次	単位	修得区分
体操 I	1	1	○	教職論	1	2	○
器械運動 I	1	1	○	教育原論（教育課程を含む）	2	2	○
陸上競技 I	1	1	○	教育心理学	2	2	○
水泳 I	1	1	○	道徳教育の理論と方法	2	2	○
バスケットボール I	1	1	○	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	2	○
バレーボール I	1	1	○	特別支援教育入門	3	2	△
ダンスムーブメントA	2	1	○	保健科教育法 I	3	2	○
スポーツ原論	1	2	○	保健科教育法 II ※ 1	3	2	△
スポーツ心理学	2	2	○	体育科教育法 I	3	2	○
スポーツ生理学	1	2	○	体育科教育法 II ※ 2	3	2	△
スポーツ運動学	1	2	○	教育社会学	3	2	△
衛生学・公衆衛生学	2	2	○	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	△
				教育相談	3	2	△
				生徒指導法（進路指導を含む）	3	2	△

【修得区分】 ○：3年次終了までに修得済

△：3年次終了時点で履修済（「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。）

※ 1 「保健科教育法 II」は「保健科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

※ 2 「体育科教育法 II」は「体育科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

● 介護等の体験について

中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験法）」の規定により、教育実習とは別に、定められた施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。

体験の概要

- ①事前指導は2年次後期から始まる「事前・事後指導」の中で説明等を行います。
- ②体験は3年次から卒業までの間に行います。
- ③体験は、7日間行います。

ダンス学科

中学校・高等学校教育職員免許状の取得

免許状取得に必要な科目単位及び修得方法

[注意] 編入生の場合は、単位修得方法が一人ひとり異なります。それぞれ教務課で確認してください。

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

1 基礎資格 ← 学士の学位を有すること
(所定の単位を修得し、卒業すること)

2 必要単位数 ← 69 単位 + 8 単位
 教科及び教職に関する科目… 69 単位
 その他定められた科目… 8 単位

● 教科及び教職に関する科目

科目区分		免許法施行規則に定められた科目 各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	本学対応科目 科目名		年次	単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	中 28 高 24	モダンダンス I	1	①	
				コンテンポラリーダンス I	1	①	
				インプロヴィゼーション	2	1	
				体操	2	1	
				器械運動	2	1	
				陸上競技	2	1	
				水泳	2	1	
				バスケットボール	2	1	
				バレーボール	2	1	
				柔道	3	1	
				学校教育ダンス	3	1	
				ソフトボール	3	1	
				スポーツ原論	1	②	
				スポーツ心理学	1	②	
				スポーツマネジメント	2	2	
スポーツ社会学	4	2					
スポーツ史	2	2					
スポーツ運動学	1	②					
スポーツ生理学	1	②					
生理学 (運動生理学を含む。)			衛生学・公衆衛生学	2	2		
衛生学・公衆衛生学			学校保健	3	2		
学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)			精神保健	3	2		
			救急処置法	2	2		
			保健科教育法 I	3	2		
			保健科教育法 II	3	2		
			体育科教育法 I	3	2		
			体育科教育法 II	3	2		
教育の基礎的理解に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論 (教育課程を含む)	2	2	
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教職論	1	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教育社会学	3	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育心理学	2	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育入門	3	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			道徳教育の理論と方法	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	
		総合的な学習 (探究) の時間の指導法		教育の方法と技術 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	2	2	
		特別活動の指導法		生徒指導法 (進路指導を含む)	3	2	
		教育の方法及び技術		教育相談	3	2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
生徒指導の理論及び方法							
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法							
教育実践に関する科目		教育実習	中 5 高 3	教育実習 (事前・事後指導を含む)	4	5	
		教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	4	2	
大学が独自に設定する科目			中 4 高 12	本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に含めて履修。			

合計：69 単位 (全科目単位修得する)

(注意) 1. 単位数の○は卒業必修科目 2. 「教育実習」5 単位には「事前・事後指導 (1 単位)」を含む

● その他定められた科目 (教育職員免許法施行規則による)

科目名	年次	単位	備考
日本国憲法	1	2	必修科目または免許必修科目として履修することになります
スポーツ運動学	1	2	
英語I(基礎) または英語I(初級) または英語I(中級)	1	2	
情報処理 I	1	2	

● 教育実習の派遣資格について

4年次で実施される教育実習(実習校実習)に参加するためには、2年次後期から始まる「事前・事後指導」の授業をすべて受講し、さらに下記の条件を満たさなければなりません。

科目名	年次	単位	修得区分	科目名	年次	単位	修得区分
モダンダンス I	1	1	○	教職論	1	2	○
コンテンポラリーダンス I	1	1	○	教育原論(教育課程を含む)	2	2	○
インプロヴィゼーション	2	1	○	教育心理学	2	2	○
体操	2	1	○	道徳教育の理論と方法	2	2	○
器械運動	2	1	○	教育の方法と技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	2	2	○
陸上競技	2	1	○	特別支援教育入門	3	2	△
水泳	2	1	○	保健科教育法 I	3	2	○
バスケットボール	2	1	○	保健科教育法 II ※ 1	3	2	△
バレーボール	2	1	○	体育科教育法 I	3	2	○
スポーツ原論	1	2	○	体育科教育法 II ※ 2	3	2	△
スポーツ心理学	1	2	○	教育社会学	3	2	△
スポーツ生理学	1	2	○	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	△
スポーツ運動学	1	2	○	教育相談	3	2	△
衛生学・公衆衛生学	2	2	○	生徒指導法(進路指導を含む)	3	2	△

【修得区分】 ○: 3年次終了までに修得済

△: 3年次終了時点で履修済(「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。)

※ 1 「保健科教育法 II」は「保健科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

※ 2 「体育科教育法 II」は「体育科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

● 介護等の体験について

中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律(介護等体験法)」の規定により、教育実習とは別に、定められた施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。

体験の概要

- ①事前指導は2年次後期から始まる「事前・事後指導」の中で説明等を行います。
- ②体験は3年次から卒業までの間に行います。
- ③体験は、7日間行います。

健康スポーツ学科

中学校・高等学校教育職員免許状の取得

免許状取得に必要な科目単位及び修得方法

[注意] 編入生の場合は、単位修得方法が一人ひとり異なります。それぞれ教務課で確認してください。

● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

1 基礎資格 学士の学位を有すること
(所定の単位を修得し、卒業すること)

2 必要単位数 66 単位 + 8 単位

教科及び教職に関する科目… 66 単位

その他定められた科目… 8 単位

● 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定められた科目		本学対応科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	科目名	年次 単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中 28 高 24	体操	1 ①
			器械運動	1 ①
			陸上競技 A	1 ①
			水泳	1 ①
			バスケットボール	1 ①
			バレーボール	1 ①
			ダンスムーブメント	2 ①
			柔道	3 1
			ソフトボール	3 1
			スポーツ原論	1 2
	スポーツ心理学	1 ②		
	[体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史]・運動学（運動方法学を含む。）	スポーツマネジメント	1 ②	
		スポーツ社会学	4 2	
		スポーツ史	2 2	
		スポーツ運動学	1 2	
スポーツ生理学		1 ②		
生理学（運動生理学を含む。）			衛生学・公衆衛生学	2 ②
衛生学・公衆衛生学			学校保健	3 2
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			精神保健	3 2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			救急処置法	2 2
			保健科教育法 I	3 2
			保健科教育法 II	3 2
			体育科教育法 I	3 2
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	体育科教育法 II	3 2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育原論（教育課程を含む）	2 2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	1 2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	3 2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2 2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育入門	3 2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳教育の理論と方法	2 2
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3 2
	特別活動の指導法		教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2 2
	教育の方法及び技術		生徒指導法（進路指導を含む）	3 2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談	3 2
	生徒指導の理論及び方法			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習（事前・事後指導を含む）	4 5
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	4 2
大学が独自に設定する科目		中 4 高 12	本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に含めて履修。	
合 計：66 単位（全科目単位修得する）				

(注意) 1. 単位数の○は卒業必修科目 2. 「教育実習」5単位には「事前・事後指導（1単位）」を含む

● その他定められた科目 (教育職員免許法施行規則による)

科目名	年次	単位	備考
日本国憲法	1	2	必修科目または免許必修科目として履修することになります
スポーツ運動学	1	2	
英語I(基礎) または英語I(初級) または英語I(中級)	1	2	
情報処理 I	1	2	

● 教育実習の派遣資格について

4年次で実施される教育実習(実習校実習)に参加するためには、2年次後期から始まる「事前・事後指導」の授業をすべて受講し、さらに下記の条件を満たさなければなりません。

科目名	年次	単位	修得区分	科目名	年次	単位	修得区分
体操	1	1	○	教職論	1	2	○
器械運動	1	1	○	教育原論(教育課程を含む)	2	2	○
陸上競技A	1	1	○	教育心理学	2	2	○
水泳	1	1	○	道德教育の理論と方法	2	2	○
バスケットボール	1	1	○	教育の方法と技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	2	2	○
バレーボール	1	1	○	特別支援教育入門	3	2	△
ダンスムーブメント	2	1	○	保健科教育法Ⅰ	3	2	○
スポーツ原論	1	2	○	保健科教育法Ⅱ※1	3	2	△
スポーツ心理学	1	2	○	体育科教育法Ⅰ	3	2	○
スポーツ生理学	1	2	○	体育科教育法Ⅱ※2	3	2	△
スポーツ運動学	1	2	○	教育社会学	3	2	△
衛生学・公衆衛生学	2	2	○	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	△
				教育相談	3	2	△
				生徒指導法(進路指導を含む)	3	2	△

【修得区分】 ○: 3年次終了までに修得済

△: 3年次終了時点で履修済(「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。)

※1「保健科教育法Ⅱ」は「保健科教育法Ⅰ」の単位を修得しなければ履修できない。

※2「体育科教育法Ⅱ」は「体育科教育法Ⅰ」の単位を修得しなければ履修できない。

● 介護等の体験について

中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律(介護等体験法)」の規定により、教育実習とは別に、定められた施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。

体験の概要

- ①事前指導は2年次後期から始まる「事前・事後指導」の中で説明等を行います。
- ②体験は3年次から卒業までの間に行います。
- ③体験は、7日間行います。

子ども運動学科

幼稚園教育職員免許状の取得

免許状取得に必要な科目単位及び修得方法

[注意] 編入生の場合は、単位修得方法が一人ひとり異なります。それぞれ教務課で確認してください。

● 幼稚園教諭一種免許状

1 基礎資格 ← 学士の学位を有すること
(所定の単位を修得し、卒業すること)

2 必要単位数 ← 61 単位 + 8 単位
 教科及び教職に関する科目… 61 単位
 その他定められた科目… 8 単位
 →卒業要件に含め単位修得する

● 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定められた科目			本学対応科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	科目名	年次	単位
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	健康	1	2
			人間関係	2	2
			環境	1	2
			言葉	1	2
			表現	2	②
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		造形表現 I	1	2
			身体表現	2	②
			保育内容 (総合)	3	②
			保育内容 (健康)	2	②
			保育内容 (人間関係)	2	②
			保育内容 (環境)	2	②
			保育内容 (言葉)	2	②
			保育内容 (表現A)	2	②
			保育内容 (表現B)	2	②
			保育指導法	2	②
			保育指導法演習	3	②
			子どもの運動発達	1	②
児童文化演習	3	②			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	1	②
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	1	②
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	3	②
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育心理学	1	②
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育・障害児保育	2	②
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2	②		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法学	3	②
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	3	②
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		発達・教育相談	3	②
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 (事前・事後指導を含む)	4	5
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	4	2
大学が独自に設定する科目		14	本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に含めて履修。		
合 計 : 61 単位 (全科目単位修得する)					

※単位数の○は卒業必修科目

● その他定められた科目 (教育職員免許法施行規則による)

科目名	年次	単位	備考
日本国憲法	1	2	必修科目または免許必修科目として履修することになります
スポーツ運動学	1	2	
英語I(基礎) または英語I(初級) または英語I(中級)	1	2	
情報処理 I	1	2	

● 教育実習の派遣資格について

4年次で実施される教育実習(幼稚園実習)に参加するためには、附属幼稚園での事前実習を含む「事前指導」をすべて受講し、さらに下記の条件を満たさなければなりません。

科目名	年次	単位	修得区分	科目名	年次	単位	修得区分
健康	1	2	○	保育内容(言葉)	2	2	○
環境	1	2	○	保育内容(表現A)	2	2	○
言葉	1	2	○	保育内容(表現B)	2	2	○
造形表現 I	1	2	○	保育指導法	2	2	○
子どもの運動発達	1	2	○	特別支援教育・障害児保育	2	2	○
教育原論	1	2	○	保育・教育課程論	2	2	○
保育者論	1	2	○	保育内容(総合)	3	2	△
保育・教育心理学	1	2	○	保育指導法演習	3	2	△
人間関係	2	2	○	児童文化演習	3	2	△
音楽表現	2	2	○	教育社会学	3	2	△
身体表現	2	2	○	教育方法学	3	2	△
保育内容(健康)	2	2	○	幼児理解	3	2	△
保育内容(人間関係)	2	2	○	発達・教育相談	3	2	△
保育内容(環境)	2	2	○				

【修得区分】 ○：3年次終了までに修得済

△：3年次終了時点で履修済(「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。)

子ども運動学科

保育士資格の取得

資格取得に必要な科目単位及び修得方法

☆保育士資格の取得に関しては46ページの『保育士資格取得に関する規程』も併せて読んでください。

大学卒業後、保育士となることを志望する学生は、児童福祉法施行令（第5条第1項）及び児童福祉法施行規則（第6条の2第1項第3号）に従って設けられた本学所定の単位を修得しなければなりません。

1 保育士となるための基礎資格

卒業要件の124単位以上を修得し、子ども運動学科を卒業すること。

2 所要単位の履修方法

保育士資格の取得に必要な科目は、児童福祉法施行規則に従って次の3領域からなっている。

- ・必修科目：別表1に定める全ての科目の単位を修得する
- ・選択必修科目：別表2に定める科目は卒業必修科目、「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」を必ず含めて20単位以上を修得する
- ・教養科目：別表3に定める全ての科目の単位を修得する

〔別表1〕児童福祉法施行規則による「必修科目」

系列	児童福祉法等に定められた科目		本学対応科目				
	教科目	必要単位数	科目名	授業方法	年次	単位	授業時間数
目的に関する科目	保育原理（講義）	2	保育原理	講義	1	②	30
	教育原理（講義）	2	教育原論	講義	1	②	30
	子ども家庭福祉（講義）	2	子ども家庭福祉	講義	2	2	30
	社会福祉（講義）	2	社会福祉	講義	1	②	30
	子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	講義	3	2	30
	社会的養護Ⅰ（講義）	2	社会的養護	講義	3	2	30
	保育者論（講義）	2	保育者論	講義	1	②	30
科目理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2	保育・教育心理学	講義	1	②	30
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2	30
	子どもの理解と援助（演習）	1	子どもの理解と援助	演習	3	2	30
	子どもの保健（講義）	2	子どもの保健	講義	1	2	30
	子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	演習	3	2	30
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2	保育・教育課程論	講義	2	②	30
	保育内容総論（演習）	1	保育内容（総合）	演習	3	②	30
	保育内容演習（演習）	5	保育内容（健康）	演習	2	②	30
			保育内容（人間関係）	演習	2	②	30
			保育内容（環境）	演習	2	②	30
			保育内容（言葉）	演習	2	②	30
			保育内容（表現A）	演習	2	②	30
			保育内容（表現B）	演習	2	②	30
	保育内容の理解と方法（演習）	4	音楽表現	演習	2	②	30
			造形表現Ⅰ	演習	1	2	30
			身体表現	演習	2	②	30
			言葉	演習	1	2	30
	乳児保育Ⅰ（講義）	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	2	30
	乳児保育Ⅱ（演習）	1	乳児保育Ⅱ	演習	2	2	30
	子どもの健康と安全（演習）	1	子どもの健康と安全	演習	2	2	30
	障害児保育（演習）	2	特別支援教育・障害児保育	演習	2	②	30
	社会的養護Ⅱ（演習）	1	社会的養護内容	演習	3	2	30
子育て支援（演習）	1	子育て支援	演習	3	2	30	
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4	保育実習Ⅰ	実習	3	4	180
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	保育実習指導Ⅰ	演習	3	2	30
総合演習	保育実践演習（演習）	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	4	2	30
合計		51	全科目を単位修得する				

※単位数の○は卒業必修科目

【別表2】児童福祉法施行規則による「選択必修科目」

児童福祉法等に定められた科目			本学対応科目			
系 列	必 要 単位数	科 目 名	授 業 方法	年 次	単 位	授 業 時間数
保育の本質・目的に関する科目	15以上	子どもの運動発達	講義	1	②	30
		幼児理解	演習	3	②	30
保育の対象の理解に関する科目	15以上	発達・教育相談	演習	3	②	30
		児童文化演習	演習	3	②	30
		器楽Ⅰ	実技	1	1	30
		造形表現Ⅱ	演習	2	2	30
		運動あそび	演習	2	2	30
		幼児体育	演習	1	②	30
		保育指導法	講義	2	②	30
		幼児リトミック	演習	2	②	30
		保育指導法演習	演習	3	②	30
		保育実習	2	保育実習Ⅱ	実習	3
保育実習Ⅲ	実習			4	2	90
1	保育実習指導Ⅱ		演習	3	2	30
	保育実習指導Ⅲ	演習	4	2	30	
合計 18 単位以上		卒業必修科目、「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」を必ず含めて 20 単位以上を修得する				

※単位数の○は卒業必修科目

【別表3】児童福祉法施行規則による「教養科目」

児童福祉法等に定められた科目			本学対応科目				
系 列	教 科 目	必 要 単位数	科 目 名	授 業 方法	年 次	単 位	授 業 時間数
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目	6以上	日本国憲法	講義	1	②	30
			国語表現Ⅰ	演習	1	②	30
			情報処理Ⅰ	演習	1	②	30
			情報処理Ⅱ	演習	1	②	30
			国語表現Ⅱ	演習	2	②	30
			教養演習	演習	1	②	30
	外国語（演習）	2	英語Ⅰ（基礎）または英語Ⅰ（初級） または英語Ⅰ（中級）	演習	1	②	30
			英語Ⅱ（基礎）または英語Ⅱ（初級） または英語Ⅱ（中級）	演習	1	②	30
	体育（講義）	1	スポーツ運動学	講義	1	②	30
	体育（実技）	1	体操	実技	1	①	30
合計 10 単位以上		全科目を修得する					

※単位数の○は卒業必修科目

● 保育実習の派遣資格について

3年次で実施される保育実習（保育所実習、施設実習）に参加するためには、3年次の時点で【別表1】のうち「保育・教職実践演習（幼稚園）」以外の全科目をすべて履修し、下記の条件を満たさなければなりません。

科 目 名	年 次	単 位	修 得 区 分	科 目 名	年 次	単 位	修 得 区 分
保育原理	1	2	○	保育内容（環境）	2	2	○
教育原論	1	2	○	保育内容（言葉）	2	2	○
子ども家庭福祉	2	2	○	保育内容（表現A）	2	2	○
社会福祉	1	2	○	保育内容（表現B）	2	2	○
子ども家庭支援論	3	2	△	音楽表現	2	2	○
社会的養護	3	2	△	造形表現Ⅰ	1	2	○
保育者論	1	2	○	身体表現	2	2	○
保育・教育心理学	1	2	○	言葉	1	2	○
子ども家庭支援の心理学	2	2	○	乳児保育Ⅰ	2	2	○
子どもの理解と援助	3	2	△	乳児保育Ⅱ	2	2	○
子どもの保健	1	2	○	子どもの健康と安全	2	2	○
子どもの食と栄養	3	2	△	特別支援教育・障害児保育	2	2	○
保育・教育課程論	2	2	○	社会的養護内容	3	2	△
保育内容（総合）	3	2	△	子育て支援	3	2	△
保育内容（健康）	2	2	○	保育実習指導Ⅰ	3	2	△
保育内容（人間関係）	2	2	○	保育実習Ⅰ	3	4	△

【修得区分】 ○：2年次終了までに21科目以上を修得済

△：3年次前期終了時点で履修済または履修中（「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。）

3 保育士登録について

基礎資格と所要単位を修得すると「保育士となる資格を有する者」となります。

「保育士となる資格を有する者」が保育士として働くためには、事前に都道府県知事に登録し、保育士証を交付してもらわなければなりません。この登録申請は大学を通して一括して行います。申請前にガイダンスを行いますので、必ず出席してください。保育士証は卒業後、本人宛に郵送されます。

子ども運動学科

日本女子体育大学保育士資格取得に関する規程

(目的)

第1条 日本女子体育大学（以下「本学」という。）学則第50条の規定による保育士資格取得に関してはこの規程の定めるところによる。

(指定保育士養成施設の位置)

第2条 本学で保育士養成を行う位置は次のとおりとする。
東京都世田谷区北烏山8丁目19番1号

(資格取得要件)

第3条 保育士資格を取得するには、本学体育学部子ども運動学科の卒業に必要な単位を修得するとともに、別表1から3に定める教科目の単位を修得しなければならない。

(単位の計算)

第4条 授業科目の単位計算方法は、学則及び単位履修規程に定めるところによる。

(単位の認定)

第5条 授業を履修し、試験又は研究報告（レポート等）の学習成果により合格成績と評価されたものに所定の単位を与える。

(他大学での修得単位の認定制限)

第6条 本学学則第44条・第45条の規定により修得した教科目のうち、他の指定保育士養成施設において学生が履修した教科目または入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について取得した単位を別表1から3に定める教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の他大学で履修した教科目については、別表3に定める教養科目に相当する教科目として19単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(休業期間の例外)

第7条 休業期間中であっても別表1及び2で定める保育実習を実施することがある。

(授業クラスの定員)

第8条 別表1及び2に定める教科目の授業については、原則として50名を超えて履修することはできない。

附 則

1. 本規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この改正は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成19年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者についてはなお従前の例による。
3. この改正は、平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。
4. この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。
5. この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。
6. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第6条別表1～3については、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。
8. この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第3条及び第6条別表1については、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。
9. この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第3条別表2については、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。



学則・規程

●学則

●単位履修規程

●各種規程

- 科目等履修生規程
- 委託生規程
- 研究生規程
- 外国人留学生規程
- 附属図書館規程
- 二階堂学園奨学基金規程
- 懲戒規程
- 学費未納者に係る除籍に関する規程
- 再入学規程

●学友会会則

日本女子体育大学学則

(目的)

- 第1条 日本女子体育大学（以下、「本学」という。）は、体育に関する高度の科学的研究教授を行い、有能な女子体育指導者等を養成するとともに教養高き社会人を養成し、体育の普及発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学の設置する学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表8のとおりとする。

(自己評価等)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の点検・評価の方法並びに職員の研修に関する事項は、別に定める。
- 3 本学は、授業及び研究指導の内容及び教育方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させることを目的に研修等を実施するものとする。

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

- 体育学部 スポーツ科学科
- ダンス学科
- 健康スポーツ学科
- 子ども運動学科

(収容定員)

第4条 収容定員、入学定員は次のとおりとする。

学科	収容定員	入学定員
スポーツ科学科	880人	220人
ダンス学科	400人	100人
健康スポーツ学科	720人	180人
子ども運動学科	160人	40人

(修業年限)

第5条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、8年を超えることができない。

(大学院)

- 第7条 本学に大学院を置く。
- 2 大学院に関する規程は、別に定める。

(図書館)

- 第8条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

- 第9条 本学に次の附属施設を置く。
- 附属基礎体力研究所
 - 健康管理センター
 - スポーツトレーニングセンター
 - 情報処理センター
 - キャリアセンター
- 2 附属施設に関する規程は、別に定める。
- 第9条の2 附属みどり幼稚園を本学教育研究施設とする。

(事務局)

- 第10条 本学に事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

(職員組織)

- 第11条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。
- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、前2項のほか、学部長及び学科長、並びに総務、入試・広報、教務、学生及び就職の各部長を置く。
- 4 第1項から第3項までの職員は、それぞれ次の職務を行う。
- (1) 学長は大学を代表するとともに校務を掌り、所属職員を統督する。
 - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
 - (3) 学部長は、学部に関する校務を掌る。
 - (4) 学科長は、学科に関する校務を掌る。
 - (5) 総務、入試・広報、教務、学生及び就職の各部長は、学長の職務を助け、分掌する事項を掌理する。
 - (6) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究に従事する。
 - (7) 助手は、教育研究活動の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - (8) 事務職員は、事務に関する職務により、教育研究活動の支援及び大学の管理運営に従事する。
 - (9) その他の職員は定められた職務に従事する。
- 5 職員の組織及び事務分掌等に関する規程は、別に定める。

(教授会)

- 第12条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。ただし、事務局長その他必要な事務職員を陪席させることができる。
- 3 学長は、必要がある場合は講師、助教を教授会に出席させることができる。
- 4 学長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 5 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 6 学長は、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、教授会を招集しなければならない。

(審議事項)

- 第13条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、以下のとおりとする。
 - ①教育研究の基本方針に関する事項
 - ②教育課程の編成に関する事項
 - ③学科等の組織の設置及び改変に関する事項
 - ④学生の除籍に関する事項
 - ⑤学生の懲戒に関する事項
- 2 教授会が、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができるものは、以下のとおりとする。
 - ①教員の採用計画及び選考に関する事項
 - ②教員の役職等への配置に関する事項
 - ③学生の転学、留学及び転学科に関する事項
 - ④学生の表彰に関する事項
 - ⑤科目等履修生、研究生及び委託生の受け入れに関する事項
 - ⑥大学主催事業に関する事項
 - ⑦学生指導等に関する事項
 - ⑧学則その他の規程の改廃に関する事項
 - ⑨その他、学長が必要と認める事項

(大学企画会議)

第14条 本学に、学長の諮問に応じ、教育に関する重要事項について審議するため、大学企画会議を置く。

- 2 前項の会議に関する規程は、別に定める。

(委員会等)

第15条 本学に、学長の諮問する事項を審議するため、必要に応じ委員会等を置くことができる。

- 2 前項の委員会等に関する規程は、別に定める。

第1章▶ 通 則

第1 学年、学期、休業日

(学 年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期	4月1日から9月20日まで
後学期	9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 4月15日
- (4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から1月9日まで
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 第1項の第4号、第5号及び第6号の休業日は、これを標準期間とし、各年度の学年暦により示すものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず教育上の必要があるときは休日又は休業日に授業を行うことがある。

第2 入学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、転入学の時期は各学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第20条 入学資格は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、次の所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長が作成した調査書
- (3) その他本学が別に定める書類

(入学者選考)

第22条 入学志願者については、所定の試験及びその他の成績により選考を行う。

(入学許可)

第23条 入学者選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書（保証人連署）その他所定の書類を提出するとともに入学金等の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学科)

第24条 本学の学生が、本学が設置する他の学科に、転学科を願い出た場合は、欠員のある場合に限り、学長は教授会の意見を聴いた上で、転学科を許可することができる。

- 2 転学科に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第25条 本学への編入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 前項の編入学を志願できる者の資格は、次の各号の一に該当

する女子とする。

- (1) 大学に2年以上在学し、62単位以上を取得した者、又は卒業した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - (5) その他これと同等以上の学力があると認められる者
- 3 編入学生の学費は、編入した年次の学生と同額とする。

(転入学)

第26条 他の大学から、本学に転入学を志望する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(再入学)

第27条 第30条の規定により退学した者又は第31条第1項第3号の規定により除籍となった者が再入学を願い出た場合は、その退学又は除籍の日から2年以内に限り、審査の上、これを許可することができる。

第3 休学、退学、転学及び除籍等

(休学)

- 第28条 本学の学生が、疾病その他の事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、事由を付し学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、疾病のときは医師の診断書を添付するものとする。
- 2 休学の期間は、その学期末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願い出ることができる。
 - 3 休学は、通算して2年を超えてはならない。
 - 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
 - 5 疾病のため修学することが適当でないと認められるものに対しては、学長は休学を命ずることができる。

(復学)

第29条 本学の学生が、休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病のときは医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第30条 疾病その他やむを得ない事情により退学しようとする者は、保証人連署をもってその事由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病のときは医師の診断書を添付するものとする。

(除籍)

- 第31条 次の各号の一に該当する者は、学長は教授会の意見を聴いた上で除籍することができる。
- (1) 第6条に定める在学期間を超える者
 - (2) 第28条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料等の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第32条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第33条 第43条の定めるところにより、外国の大学又は短期大学に留学を志望する者があるときは、願い出て学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第46条に定める在学期間に含めることができる。
 - 3 留学に関する事項は、別に定める。

第4 教育課程・履修方法

(授業科目)

第34条 本学の開設する授業科目は、教養科目、専門基礎教育科目、専門教育科目、教職科目とする。

(教養科目)

第35条 教養科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(専門基礎教育科目、専門教育科目)

第36条 専門基礎教育科目、専門教育科目及びその単位数は、スポーツ科学科については別表2、ダンス学科については別表3、健康スポーツ学科については別表4、子ども運動学科については別表5のとおりとする。

(教職科目)

第37条 教職科目及びその単位数は、別表6のとおりとする。

(各授業科目の履修)

- 第38条 教養科目は、別表1の授業科目について必修18単位、選択16単位以上を履修するものとする。
- 2 専門基礎教育科目及び専門教育科目は学科ごとに別表2から別表5の授業科目について次のとおり履修するものとする。
 - (1) スポーツ科学科は、別表2の専門基礎教育科目について必修22単位、選択36単位以上、専門教育科目について必修12単位、選択20単位以上を履修する。
 - (2) ダンス学科は、別表3の専門基礎教育科目について必修19単位、選択28単位以上、専門教育科目について必修17単位、選択26単位以上を履修する。
 - (3) 健康スポーツ学科は、別表4の専門基礎教育科目について必修28単位、選択30単位以上、専門教育科目について必修12単位、選択20単位以上を履修する。
 - (4) 子ども運動学科は、別表5の専門基礎教育科目について必修27単位、選択19単位以上、専門教育科目について必修36単位、選択8単位以上を履修する。
 - 3 他学科の授業科目は、専門基礎教育科目(選択)区分として開設してあるものに限り10単位まで専門基礎教育科目選択単位として卒業の単位に含めることができる。
 - 4 中学校、高等学校教諭免許状(保健体育)を取得しようとする者は、前各項のほか、別表6の授業科目を履修するものとする。
 - 5 幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得しようとする者は、別表5により履修するものとする。

(履修登録)

- 第39条 学生は、毎学年始めに、当該年度の履修科目を登録しなければならない。
- 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間

又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を単位履修規程に定める。

- 3 所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(授業期間)

第40条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第5 単 位

(単位の計算及び授業の方法)

第41条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で単位履修規程に定める時間数の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で単位履修規程に定める時間数の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、単位履修規程に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
 - 3 本学において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第42条 本学が定める授業科目を履修した者には、試験又は研究報告等の成績により授業科目所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の5段階に分かれ、Dは不合格で単位を与えない。
- 3 単位修得並びに成績の評価に関して必要な事項は、別に定める単位履修規程による。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、60単位を超えない範囲で本学における履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学専攻科又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第45条 本学において教育上有益と認めるときは、新たに本学第1年次に入学者が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第6 卒 業

(卒業の要件)

第46条 卒業の要件は、本学に4年(第25条から第27条までの規定により入学した者については、それぞれの在学すべき年数)以上在学し、第38条第1項から第3項までに定める授業科目の履修により、124単位以上を修得するものとする。

(卒業及び学位記)

第47条 学長は、前条所定の要件を満たした者に対し、教授会の意見を聴いた上で卒業を認定し、学位記を授与する。

第7 学 位

(学位の授与)

第48条 前条により卒業を認められる者に、次の学位を授与する。

スポーツ科学科を卒業した者	学士(スポーツ科学)
ダンス学科を卒業した者	学士(ダンス学)
健康スポーツ学科を卒業した者	学士(健康スポーツ学)
子ども運動学科を卒業した者	学士(子ども運動学)

第8 教員の免許状授与の所要資格並びに保育士資格の取得

(教育職員免許状の取得)

第49条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第46条の規定によるほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき本学が定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学で所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状(保健体育)
ダンス学科	高等学校教諭一種免許状(保健体育)
健康スポーツ学科	子ども運動学科
	幼稚園教諭一種免許状

(保育士資格)

第50条 子ども運動学科において、保育士資格を取得しようとする者は、第46条の規定によるほか、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に基づき本学が定める所要の単位を修得しなければならない。

第9 入学金、授業料等の学費、入学検定料、奨学金

(入学金等の額)

第51条 入学金、授業料等の学費及び入学検定料の額は、別表7のとおりとし、定められた期日までに納付しなければならない。

(授業料等の納期)

第52条 授業料等の学費は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1の額を納付するものとする。

前学期 前学期始業日から10日間

後学期 後学期始業日から10日間

2 家庭の事情により延納又は分納を許可することができる。

(休学、退学者の授業料等)

第53条 休学を許可された者は、休学当月から復学当月の前月までの月割りの授業料を免除する。

2 退学者については、退学する当該期分までの授業料等の学費を徴収する。

(既納の授業料等)

第54条 納付した授業料等は、原則として返還しない。ただし、指定の期日までに入学辞退の申し出のあったときは、別に定めるところにより返還する。

(奨学金)

第55条 本学に奨学制度を設け、奨学金を貸給費する。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第10 賞 罰

(表 彰)

第56条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、教授会の意見を聴いた上で学長は表彰することができる。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第57条 学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、教授会の意見を聴いた上で学長が懲戒する。懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

(1) 品行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒を行う場合には、前項の処分事由に該当するか否かを、学生生活に関する事項を担当する委員会において慎重に調査し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定する。

3 懲戒に関する規程は、別に定める。

第11 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生、外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本学において1科目又は複数の授業科目を履修することを志望する者があるときは、当該科目の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第59条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学において授業科目を履修することを志望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第60条 教育委員会、学校その他の公共機関から、授業及び研究指導の委託出願があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第61条 本学において特定の専門事項について研究を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、法令の定めるところにより、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12 厚生施設

(学生寮)

第63条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第13 公開講座等、寄付講座等、受託研究

(公開講座等)

第64条 本学に、地域交流や生涯学習に寄与することを目的とした公開講座等を設け、随時これを開く。

2 公開講座等に関する規程は、別に定める。

(寄付講座等)

第65条 本学に、一般企業等からの寄付を有効に活用し、本学の主体性を維持しつつ、本学教育研究の進展充実に資するため、寄付講座等を設けることができる。

2 寄付講座等に関する規程は、別に定める。

(受託研究)

第66条 本学にとって、教育研究上有意義であり、本来の教育研究活動に支障がない場合に限り、外部からの委託を受けて、大学の学務として研究を受託することができる。

2 受託研究に関する規程は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
2. この改正は、昭和48年4月1日から実施する。
3. この改正は、昭和49年4月1日から実施する。
4. この改正は、昭和53年4月1日から実施する。但し、第42条の規定は昭和52年度以前の入学者には適用しない。
5. この改正は、昭和54年4月1日より実施する。但し、第42条の規定は昭和53年度以前の入学者には適用しない。また昭和54年度から昭和56年度においては体育学部体育

学科の総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

- 54年度 450人 55年度 500人 56年度 550人
6. この改正は、昭和55年4月1日から実施する。但し、第42条の規定は昭和54年度以前の入学者には適用しない。
 7. この改正は、昭和56年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和55年度以前の入学者には適用しない。
 8. この改正は、昭和58年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。
 9. この改正は、昭和59年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。
 10. この改正は、昭和60年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。
 11. この改正は、昭和61年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。また昭和61年度から昭和74年度においては、体育学部体育学科の入学定員及び総定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
入学定員 61年度から71年度 250人
総定員 61年度700人 62年度800人 63年度900人
64年度から71年度1,000人
72年度900人 73年度800人 74年度700人
 12. この改正は昭和62年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。
 13. この改正は昭和63年4月1日より実施する。但し、第43条の規定は昭和57年度以前の入学者には適用しない。また、授業科目・履修方法・卒業要件等に係る改正は昭和62年度以前の入学者には適用しない。
 14. この改正は平成元年4月1日より実施する。但し、昭和63年度改正の授業科目・履修方法・卒業要件等に係る改正は昭和62年度以前の入学者には適用しない。
 15. この改正は平成2年4月1日より実施する。但し、昭和63年度改正の授業科目・履修方法・卒業要件等に係る改正は昭和62年度以前の入学者には適用しない。なお、第4条の規定にかかわらず平成2年度から平成8年度までの入学定員は320名とする。また、収容定員は次のとおりとする。

収容定員

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
1070	1140	1210	1280	1280
平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
1280	1280	1180	1080	980

16. この改正は、平成3年4月1日より実施する。但し、昭和63年度改正の授業科目・履修方法・卒業要件等に係る改正は昭和62年度以前の入学者には適用しない。なお、第4条の規定にかかわらず平成3年度から平成8年度までの入学定員は400名とする。また、平成9年度から平成11年度までの入学定員は300名とする。
17. この改正は、平成4年3月1日より実施する。但し、第15条別表・第18条別表・第21条・第42条の改正は平成4年度より適用する。なお、昭和63年度改正の授業科目・履修方法・卒業要件等に係る改正は昭和62年度以前の入学者には適用しない。
18. この改正は、平成5年4月1日より実施する。
19. この改正は、平成5年6月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
20. この改正は、平成6年4月1日から施行する。

21. この改正は、平成7年4月1日から施行する。
22. この改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前に入学した者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第6条（在学期間）及び第49条第3項（休学期間）の規定の年数は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
23. この改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条及び平成3年4月1日実施の附則の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの入学定員は400人とする。
(2) 改正後の第53条の別表4に定める入学検定料の額は、平成9年度入学者に係るものから適用する。
24. この改正は、平成10年4月1日から施行する。
25. この改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学者並びに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第3条、第4条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第31条、第33条及び第34条の規定については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
(2) 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成11年度のスポーツ科学専攻及び健康スポーツ学専攻の収容定員、入学定員は次のとおりとする。

	収容定員	入学定員
スポーツ科学専攻	560人	275人
健康スポーツ学専攻	545人	185人

26. この改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし平成11年度入学者並びに平成11年度以降の相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第20条別表1、第21条別表3、別表4（ただし、専門基礎教育科目選択科目区分障害者スポーツ論を除く）、別表5（ただし、専門教育科目選択科目区分教育実習を除く）、第22条別表6、第23条、第31条の規定については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
(2) 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成12年度から平成19年度までのスポーツ科学専攻及び健康スポーツ学専攻の収容定員、入学定員は次のとおりとする。

	スポーツ科学専攻		健康スポーツ学専攻	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
12年度	722人	257人	603人	178人
13年度	865人	238人	655人	172人
14年度	991人	221人	700人	165人
15年度	918人	202人	674人	159人
16年度	846人	185人	648人	152人
17年度	703人	95人	596人	120人
18年度	577人	95人	551人	120人
19年度	470人	95人	512人	120人

27. この改正は、平成12年4月1日から施行する。
28. この改正は、平成12年4月1日から施行する。
29. この改正は、平成12年5月31日から施行する。
30. この改正は、平成13年4月1日から施行する。
31. この改正は、平成13年5月30日から施行する。
32. この改正は、平成14年4月1日から施行する。
33. この改正は、平成15年4月1日から施行する。
34. この改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年度から平成19年度までのスポーツ科学専攻及び健康スポーツ学専攻の収容定員、入学定員は次のとおりとする。

	スポーツ科学専攻		健康スポーツ学専攻	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
16年度	846人	185人	648人	152人
17年度	793人	185人	628人	152人
18年度	757人	185人	615人	152人
19年度	740人	185人	608人	152人

35. この改正は、平成17年4月1日から施行する。
36. この改正は、平成18年4月1日から施行する。
37. この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第20条別表1、第21条別表2、別表3、別表4（ただし専門基礎教育科目選択科目区分スポーツ指導実習（体操）、スポーツ指導実習（器械運動）を除く）、別表5、第23条、第31条の規定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
38. この改正は、平成19年5月29日から施行する。
39. この改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第21条別表5、第23条の規定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
40. この改正は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
41. この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第20条別表1、第21条別表2、別表3、別表4、別表5、第22条別表6、第23条、第26条の規定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
42. この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第21条別表5、第22条別表6については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
43. この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第20条別表1、第21条別表2（ただし専門教育科目選択科目区分スポーツ指導演習（体づくり運動）、スポーツ指導演習（柔道）を除く）、第21条別表4（ただし専門基礎教育科目選択科目区分スポーツ指導演習（体づくり運動）、スポーツ指導演習（柔道）を除く）、第21条別表5、第24条第2項及び第3項については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
44. この改正は、平成24年4月1日から施行する。
45. この改正は、平成25年4月1日から施行する。
46. この改正は、平成26年4月1日から施行する。
47. この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者（本附則において、以下、「入学者等」という。）については、第33条別表第2から第5中に定める専門基礎教育科目選択科目区分（本附則において、以下「選択科目」という。）「女性のライフステージと運動」及び別表第2から第4中に定める選択科目「スポーツ史」の改正についてのみ適用し、平成25年度以前の入学者等については、なお従前の例による。
48. この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平

成26年度の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者（本附則において、以下、「入学者等」という。）については、第38条別表2中に定める専門教育科目選択科目区分「スポーツ指導演習」7科目及び別表4中に定める専門基礎教育科目選択科目区分「スポーツ指導演習」7科目の改正についてのみ適用し、平成25年度以前の入学者等については、なお従前の例による。

49. この改正は、平成27年9月29日から施行する。ただし、別表7の改正については平成28年4月1日から施行する。
50. この改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る改正後の第38条別表3及び別表4については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
51. この改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年度から平成31年度までのスポーツ科学専攻及び舞踊学専攻の収容定員、入学定員は次のとおりとする。

	スポーツ科学専攻		舞踊学専攻	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
29年度	775人	220人	340人	100人
30年度	810人	220人	360人	100人
31年度	845人	220人	380人	100人

52. この改正は、平成29年4月1日から施行する。
53. この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度から平成32年度までのスポーツ健康学科健康スポーツ学専攻の収容定員、入学定員は次のとおりとする。

	健康スポーツ学専攻	
	収容定員	入学定員
30年度	636人	180人
31年度	664人	180人
32年度	692人	180人

54. この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第38条及び別表1～7については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
55. この改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第1条及び別表8、第3条、第4条、第11条、第13条、第24条、第36条、第38条及び別表2～5、第48条、第49条、第50条については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
56. この改正は、令和2年11月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
57. この改正は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
58. この改正は、令和4年4月1日から施行する。
59. この改正は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
60. この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る別表6については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
61. この改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第38条及び別表2～3については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

62. この改正は、令和6年9月24日から施行し、令和6年9月1日から適用する。ただし、第51条別表7に定める授業料及び入学検定料については、令和7年度入学者に係るものから適用する。

63. この改正は、令和8年4月1日から施行する。

学則別表1 教養科目

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
教 養 選 択 目 科	日本国憲法	1	2	講義	
	女性と仕事	1	2	講義	
	教養演習	1	2	演習	
	情報処理 I	1	2	演習	
	情報処理 II	1	2	演習	
	国語表現 I	1	2	演習	
	英語 I (基礎)	1	2	演習	
	英語 I (初級)				
	英語 I (中級)				
	英語 II (基礎)	1	2	演習	
	英語 II (初級)				
	英語 II (中級)				
	国語表現 II	2	2	演習	
	栄養学入門	1	2	講義	
	生理・生化学入門	1	2	講義	
	近現代史入門	1	2	講義	
	人間心理の理解	1	2	講義	
	ボランティア活動論	1	2	講義	
	日常生活の社会学	1	2	講義	
	数と論理	2	2	講義	
	現代の倫理	2	2	講義	
	日常生活の法律	2	2	講義	
	教養としての経済学	2	2	講義	
	英語 E A P I	2	2	演習	
	英語 E G C I	2	2	演習	
	英語 E A P II	2	2	演習	
	英語 E G C II	2	2	演習	
	ドイツ語	2	2	演習	
	フランス語	2	2	演習	
	中国語	2	2	演習	
	ロシア語	2	2	演習	
	社会のしくみとキャリア形成	2	2	演習	
	データ分析と統計学	3	2	講義	
知の哲学	3	2	講義		
教養としての日本文学	3	2	講義		
音楽の世界	3	2	講義		
ジェンダー論	3	2	講義		
コンピュータ実践演習	3	2	演習		
人間生活と地球環境	4	2	講義		
ヨーロッパの文学と文化	4	2	講義		
レクリエーションミュージック・合奏	4	2	演習		

学則別表2 スポーツ科学科

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
必 修 科 目	スポーツ運動学	1	2	講義	
	スポーツ原論	1	2	講義	
	スポーツ生理学	1	2	講義	
	機能解剖学	1	2	講義	
	体操 I	1	1	実技	
	器械運動 I	1	1	実技	
	陸上競技 I	1	1	実技	
	水泳 I	1	1	実技	
	バスケットボール I	1	1	実技	
	バレーボール I	1	1	実技	
	女性のライフステージと運動	2	2	講義	
	スポーツ栄養学	2	2	講義	
	スポーツ心理学	2	2	講義	
	ダンスムーブメント A	2	1	実技	
	ダンスムーブメント B	2	1	実技	
専 門 基 礎 選 択 目 科	健康科学論	1	2	講義	
	発育発達論	1	2	講義	
	新体操 I	1	1	実技	
	ハンドボール I	1	1	実技	
	サッカー I	1	1	実技	
	スキー	1	1	実習	
	スケート	1	1	実習	
	スポーツバイオメカニクス	2	2	講義	
	衛生学・公衆衛生学	2	2	講義	
	精神発達	2	2	講義	
	スポーツ医学	2	2	講義	
	野外教育論	2	2	講義	
	生涯スポーツ概論	2	2	講義	
	体操 II	2	1	実技	
	新体操 II	2	1	実技	
	器械運動 II	2	1	実技	
	陸上競技 II	2	1	実技	
	水泳 II	2	1	実技	
	バスケットボール II	2	1	実技	
	バレーボール II	2	1	実技	
	ハンドボール II	2	1	実技	
	サッカー II	2	1	実技	
	スポーツマネジメント	3	2	講義	
	救急処置法	3	2	講義	
	スポーツ史	3	2	講義	
	学校保健	3	2	講義	
	精神保健	3	2	講義	
	保健科教育法 I	3	2	講義	
	保健科教育法 II	3	2	講義	
	体育科教育法 I	3	2	講義	
体育科教育法 II	3	2	講義		
ソフトボール	3	1	実技		
柔道	3	1	実技		
障害者スポーツ論	4	2	講義		
スポーツ社会学	4	2	講義		
スポーツ政策論	4	2	講義		
スポーツ指導者論	4	2	講義		
指導サービス論	4	2	講義		
スポーツ法学	4	2	講義		

学則・規程

学則別表3 ダンス学科

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
専 門 教 育 科 目	スポーツコーチング論	1	2	講義	
	スポーツ技術論 (スポーツ技術トレーニングを含む)	2	2	講義	
	スポーツ戦術論 (スポーツ戦術トレーニングを含む)	2	2	講義	
	スポーツコンディショニング論	2	2	講義	
	体力トレーニング演習	2	2	演習	
	スポーツ科学論演習	3	2	演習	
	トレーニング計画論	2	2	講義	
	スポーツコーチング演習 I (採点競技系・新体操)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (採点競技系・器械運動)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (測定競技系・陸上競技)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (測定競技系・水泳)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (判定競技系・バスケットボール)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (判定競技系・ハンドボール)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (判定競技系・サッカー)	2	2	演習	
	スポーツコーチング演習 I (判定競技系・バレーボール)	2	2	演習	
	運動技能評価法	3	2	講義	
	専門体力トレーニング論	3	2	講義	
	スポーツリハビリテーション論	3	2	講義	
	スポーツコンディショニング演習 A (体力トレーニングの生理学)	3	2	演習	
	スポーツコンディショニング演習 B (スポーツ選手の栄養学)	3	2	演習	
	スポーツコンディショニング演習 C (スポーツ選手の心理学)	3	2	演習	
	スポーツコーチング演習 II	3	2	演習	
	スポーツコーチング演習 III	3	2	演習	
	テーピング・マッサージ	3	2	演習	
	ダンス・メソッド	3	2	演習	
	比較スポーツ論	4	2	講義	
	障害者スポーツコーチング論	4	2	講義	
スポーツ運動分析法	4	2	講義		
スポーツ・舞踊活動特別実習	1~3	3	実習		
卒業研究	3~4	6	演習		

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
専 門 基 礎 教 育 科 目	スポーツ運動学	1	2	講義	
	スポーツ生理学	1	2	講義	
	スポーツ原論	1	2	講義	
	スポーツ心理学	1	2	講義	
	機能解剖学	1	2	講義	
	舞台制作基礎	1	1	実技	
	モダンダンス I	1	1	実習	
	クラシックバレエ I	1	1	実習	
	ジャズダンス I	1	1	実習	
	コンテンポラリーダンス I	1	1	実習	
	スポーツ栄養学	2	2	講義	
	女性のライフステージと運動	3	2	講義	
	健康科学論	1	2	講義	
	発育発達論	1	2	講義	
	表現運動学演習 (エアロビックダンス)	1	2	演習	
	ストリートダンス	1	1	実技	
	舞踊分析法 (舞踊技術論を含む)	2	2	講義	
	生涯ダンス論	2	2	講義	
	衛生学・公衆衛生学	2	2	講義	
	スポーツマネジメント	2	2	講義	
	救急処置法	2	2	講義	
	スポーツ史	2	2	講義	
	体操	2	1	実技	
	器械運動	2	1	実技	
	陸上競技	2	1	実技	
	水泳	2	1	実技	
	バスケットボール	2	1	実技	
	バレーボール	2	1	実技	
	比較舞踊学	3	2	講義	
	舞踊美学	3	2	講義	
	舞踊創作原論	3	2	講義	
	ミュージカル論	3	2	講義	
	学校保健	3	2	講義	
精神保健	3	2	講義		
保健科教育法 I	3	2	講義		
保健科教育法 II	3	2	講義		
体育科教育法 I	3	2	講義		
体育科教育法 II	3	2	講義		
舞踊音楽演習 (パーカッション)	3	2	演習		
表現運動学演習 (演技)	3	2	演習		
舞踊音楽演習 (ヴォイス・トレーニング)	3	2	演習		
新体操	3	1	実技		
フォークダンス	3	1	実技		
ソフトボール	3	1	実技		
柔道	3	1	実技		
スポーツ社会学	4	2	講義		

学則別表4 健康スポーツ学科

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
専 門 教 育 科 目	表現運動学	1	2	講義	
	舞踊学原論	1	2	講義	
	シアターダンステクニック	1	1	実技	
	舞踊創作・振付法	2	2	講義	
	舞踊方法学	2	2	講義	
	舞台芸術論	2	2	講義	
	舞踊音楽論	2	2	講義	
	創作 I	2	2	演習	
	野外上演法	2	2	演習	
	タップダンス	1	1	実技	
	コンタクト・ワーク	1	1	実技	
	ボディ・コンディショニング	2	1	実技	
	舞台制作 I	2	1	実技	
	舞踊分析法演習	2	2	演習	
	舞踊音楽制作	2	2	演習	
	モダンダンスII	2	1	実技	
	モダンダンスIII	2	1	実技	
	クラシックバレエII	2	1	実技	
	クラシックバレエIII	2	1	実技	
	ジャズダンスII	2	1	実技	
	シアタージャズダンス	2	1	実技	
	コンテンポラリーダンスII	2	1	実技	
	インプロヴィゼーション	2	1	実技	
	舞台演出論	3	2	講義	
	現代の舞踊論	3	2	講義	
	ダンスセラピー演習	3	2	演習	
	マルチメディア・パフォーマンス	3	2	演習	
	レポートリー研究	3	2	演習	
	舞踊指導演習(舞踊家・一般成人指導法)	3	2	演習	
	創作II	3	2	演習	
	テクニック&レポートリー	3	1	実技	
	スペイン舞踊	3	1	実技	
	日本舞踊	3	1	実技	
学校教育ダンス	3	1	実技		
舞台制作II	3	1	実技		
舞踊史学	4	2	講義		
ダンス制作論	4	2	講義		
舞台上演法	4	2	演習		
舞踊指導演習(高齢者・障害者指導法)	4	2	演習		
スポーツ・舞踊活動特別実習	1~3	3	実習		
卒業研究	3~4	6	演習		

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
専 門 基 礎 教 育 科 目	スポーツ生理学	1	2	講義	
	健康科学論	1	2	講義	
	機能解剖学	1	2	講義	
	生涯スポーツ論	1	2	講義	
	スポーツ心理学	1	2	講義	
	スポーツマネジメント	1	2	講義	
	発育発達論	1	2	講義	
	体操	1	1	実技	
	器械運動	1	1	実技	
	陸上競技A	1	1	実技	
	水泳	1	1	実技	
	バスケットボール	1	1	実技	
	バレーボール	1	1	実技	
	スポーツ医学	2	2	講義	
	衛生学・公衆衛生学	2	2	講義	
	体力トレーニング論	2	2	講義	
	ダンスムーブメント	2	1	実技	
	ダンスエクササイズ	2	1	実技	
	スポーツ運動学	1	2	講義	
	スポーツ原論	1	2	講義	
	社会福祉	1	2	講義	
	生涯スポーツA(ニュースポーツ)	1	1	実技	
	生涯スポーツB(ボールゲーム屋内)	1	1	実技	
	生涯スポーツC(ボールゲーム屋外)	1	1	実技	
	スキー	1	1	実習	
	スケート	1	1	実習	
	スポーツバイオメカニクス	2	2	講義	
	スポーツ栄養学	2	2	講義	
	精神発達	2	2	講義	
	女性のライフステージと運動	2	2	講義	
	スポーツ産業論	2	2	講義	
	スポーツ法学	2	2	講義	
	スポーツ史	2	2	講義	
野外教育論	2	2	講義		
陸上競技B	2	1	実技		
野外活動	2	1	実習		
スポーツリハビリテーション論	3	2	講義		
学校保健	3	2	講義		
精神保健	3	2	講義		
障害者スポーツ論	3	2	講義		
スポーツ施設管理論	3	2	講義		
保健科教育法I	3	2	講義		
保健科教育法II	3	2	講義		
体育科教育法I	3	2	講義		
体育科教育法II	3	2	講義		
テーピング・マッサージ	3	2	演習		
スポーツ指導演習(体づくり運動)	3	2	演習		
スポーツ指導演習(器械運動)	3	2	演習		
スポーツ指導演習(陸上競技)	3	2	演習		
スポーツ指導演習(水泳)	3	2	演習		
スポーツ指導演習(バスケットボール)	3	2	演習		
スポーツ指導演習(バレーボール)	3	2	演習		
ダンス・メソッド	3	2	演習		
ソフトボール	3	1	実技		
柔道	3	1	実技		
スポーツ社会学	4	2	講義		

学則・規程

学則別表5 子ども運動学科

区分	授 業 科 目	配当 年次	単位	授業 方法	備 考
専 門 教 育 科 目	運動処方論	2	2	講義	
	健康運動指導論	2	2	講義	
	スポーツ健康科学演習	2	2	演習	
	スポーツプログラミング演習	2	2	演習	
	スポーツサービス論	3	2	講義	
	スポーツ指導論	4	2	講義	
	体力測定評価法	2	2	講義	
	救急処置法	2	2	講義	
	スポーツ調査法	2	2	講義	
	健康スポーツ演習（アクアスポーツ）	2	2	演習	
	健康スポーツ演習（ウォーキング・ジョギング）	2	2	演習	
	子どものスポーツ指導演習	2	2	演習	
	健康福祉スポーツ論（高齢者）	3	2	講義	
	健康づくりのための運動生理学	3	2	講義	
	エアロビクス・エクササイズ	3	2	演習	
	レジスタンス・エクササイズ	3	2	演習	
	健康福祉スポーツ演習（障害者）	3	2	演習	
	健康スポーツ特別演習	3	4	演習	
	スポーツ政策論	4	2	講義	
	生活習慣と健康	4	2	講義	
運動プログラム管理演習	4	2	演習		
運動負荷試験演習	4	2	演習		
スポーツ・舞踊活動特別実習	1～3	3	実習		
卒業研究	3～4	6	演習		

区分	授 業 科 目	配当 年次	単位	授業 方法	備 考
専 門 基 礎 教 育 科 目	保育・教育心理学	1	2	講義	
	社会福祉	1	2	講義	
	子どもの運動発達	1	2	講義	
	保育原理	1	2	講義	
	スポーツ運動学	1	2	講義	
	水泳	1	1	実技	
	体操	1	1	実技	
	スポーツ生理学	2	2	講義	
	スポーツ心理学	2	2	講義	
	身体表現	2	2	演習	
	ダンスムーブメント	2	1	実技	
	スポーツ原論	3	2	講義	
	幼児理解	3	2	演習	
	発達・教育相談	3	2	演習	
	児童文化演習	3	2	演習	
	発育発達論	1	2	講義	
	造形表現Ⅰ	1	2	演習	
	言葉	1	2	演習	
	ソルフェージュ（楽典）	1	2	演習	
	環境	1	2	演習	
	健康	1	2	演習	
	歌唱法	1	1	実技	
	器楽Ⅰ	1	1	実技	
	バレーボール	1	1	実技	
	スキー	1	1	実習	
	スケート	1	1	実習	
	救急処置法	2	2	講義	
	人間関係	2	2	演習	
	造形表現Ⅱ	2	2	演習	
	運動あそび	2	2	演習	
	バスケットボール	2	1	実技	
	陸上競技	2	1	実技	
	野外活動	2	1	実習	
	子ども家庭支援論	3	2	講義	
	スポーツマネジメント	3	2	講義	
	衛生学・公衆衛生学	3	2	講義	
	子どものスポーツプログラミング	3	2	演習	
	器楽Ⅱ	3	1	実技	
	器械運動	3	1	実技	
	サッカー	3	1	実技	
	ことばの研究	4	2	講義	
	スポーツ社会学	4	2	講義	
	スポーツ史	4	2	講義	

学則別表6 教職科目

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
専 門 教 育 科 目	保育者論	1	2	講義	
	教育原論	1	2	講義	
	幼児体育	1	2	演習	
	保育・教育課程論	2	2	講義	
	保育指導法	2	2	講義	
	保育内容（健康）	2	2	演習	
	保育内容（環境）	2	2	演習	
	保育内容（言葉）	2	2	演習	
	保育内容（人間関係）	2	2	演習	
	保育内容（表現A）	2	2	演習	
	保育内容（表現B）	2	2	演習	
	音楽表現	2	2	演習	
	特別支援教育・障害児保育	2	2	演習	
	幼児リトミック	2	2	演習	
	教育社会学	3	2	講義	
	教育方法学	3	2	講義	
	保育内容（総合）	3	2	演習	
	保育指導法演習	3	2	演習	
	子どもの保健	1	2	講義	
	子ども家庭福祉	2	2	講義	
乳児保育Ⅰ	2	2	講義		
子ども家庭支援の心理学	2	2	講義		
乳児保育Ⅱ	2	2	演習		
子どもの健康と安全	2	2	演習		
子どもとあそび	2	2	演習		
社会的養護	3	2	講義		
社会的養護内容	3	2	演習		
子どもの食と栄養	3	2	演習		
子育て支援	3	2	演習		
子どもの理解と援助	3	2	演習		
保育実習指導Ⅰ	3	2	演習		
保育実習指導Ⅱ	3	2	演習		
保育実習Ⅰ	3	4	実習		
保育実習Ⅱ	3	2	実習		
保育・教職実践演習（幼稚園）	4	2	演習		
保育実習指導Ⅲ	4	2	演習		
保育実習Ⅲ	4	2	実習		
教育実習（事前・事後指導を含む）	4	5	実習		
スポーツ・舞踊活動特別実習	1～3	3	実習		
卒業研究	3～4	6	演習		

区分	授 業 科 目	配当 年次	単 位	授業 方法	備 考
教 職 科 目	教職論	1	2	講義	
	教育原論（教育課程を含む）	2	2	講義	
	教育心理学	2	2	講義	
	道徳教育の理論と方法	2	2	講義	
	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	2	講義	
	特別支援教育入門	3	2	講義	
	教育社会学	3	2	講義	
	教育相談	3	2	講義	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	講義	
	生徒指導法（進路指導を含む）	3	2	講義	
	教職実践演習（中・高）	4	2	演習	
	教育実習（事前・事後指導を含む）	4	5	実習	

学則別表7 学費等

区 分	金 額（年額）	備 考
入 学 金	300,000 円	入学時のみ
授 業 料	770,000 円	
実 験 実 習 費	70,000 円	
施 設 設 備 費	360,000 円	

区 分	金 額
総 合 型 選 抜 ※1	33,000 円
学 校 推 薦 型 選 抜 ※2, 3	
特 別 選 抜	
一 般 選 抜 ※4	33,000 円 1 併願につき 5,000 円
大学入学共通テスト方式	16,000 円 1 併願につき 5,000 円

備考（省略）

- 付記1 平成18年度以前の入学者に係る施設設備費の額は、平成18年度における額とする。
- 平成21年度以前の入学者に係る授業料の額は、平成21年度における額とする。
 - 平成24年度以前の入学者に係る施設設備費の額は、平成24年度における額とする。
 - 平成25年度以前の入学者に係る授業料の額は、平成25年度における額とする。
 - 平成27年度以前の入学者に係る施設設備費の額は、平成27年度における額とする。
 - 平成30年度以前の入学者に係る授業料の額は、平成30年度における額とする。
 - 平成31年度以前の入学者に係る入学検定料の額は、平成31年度における額とする。
 - 令和4年度以前の入学者に係る施設設備費の額は、令和4年度における額とする。
 - 令和5年度以前の入学者に係る施設整備費の額は、令和5年度における額とする。
 - 令和6年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る学費の額は、その者が1年次に入学した年度における額とする。
 - 令和7年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る学費の額は、その者が1年次に入学した年度における額とする。

学則別表8 学部及び各学科の人材養成及び教育研究上の目的

学部・学科	人材養成及び教育研究上の目的
体育学部	<p>本学は、体育に関する高度の科学的研究教授を行い、有能な女子体育指導者等を養成するとともに教養高き社会人を養成し、体育の普及発展に寄与することを目的とする（学則第1条）。これをふまえ、現代社会の要請に応じて、大学の基本理念を3つの特色ある教育目的として展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の精神的身体的特質の研究を基盤にしたスポーツの科学的探究 2. 女性を担い手とし女性の特質を生かしたスポーツ、ダンス、健康福祉、保育の普及向上 3. 高度な専門的知見と幅広い教養を備え、社会の要請に応えうる有能な女性の養成
スポーツ科学科	<p>競技としての運動もしくはスポーツの価値を重視し、運動それ自体や、運動が競技スポーツとして実施される場合に関連するスポーツ科学の諸領域を対象に教育研究し、競技スポーツの発展とスポーツに参画する人々の充実した活動実践に寄与することを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①科学的に裏打ちされた理論と方法によって行われる高度な運動技能の理解とその実践能力を身につけた女性アスリート ②トップアスリートから体育授業に取り組む学習者まで、運動やスポーツに取り組むあらゆる対象の人々に対して応用的実践的、そして総合的にスポーツ指導ができる女性指導者
ダンス学科	<p>身体を媒体とした表現運動に関する基礎的な理論と専門的知識を学び、さらに、ダンスを創る、踊る、観るという舞踊の創作と実践に関わる基盤的能力の向上と発展を図ることを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高度な身体能力と表現技法に裏付けられたダンスの専門的技能と、ダンス及びその関連事象に関する理論を身につけた、豊かにダンスを創造し表現できるダンスアーティスト（ダンサー・振付家等）並びにダンス指導の専門家 ②多様な対象者を念頭に人間のライフサイクルを通じたダンスの楽しさや価値について伝えることのできる教員や、社会教育等を通じて人々の生活の質向上に貢献できるダンスの指導者
健康スポーツ学科	<p>子どもから高齢者まであらゆる人々を対象に、健康のためのスポーツの場をどのように創りどう支えるか、また、実施者それぞれの目的や状況に応じたスポーツプログラムや運動が心身に与える影響などについて学ぶことを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもから高齢者まで、あらゆる年代の人々の健康づくりと生きがいづくりに寄与する運動・スポーツの実践、指導、マネジメントのできる運動・スポーツの指導者 ②学校、地域、介護・医療施設などの幅広い職域において、運動・スポーツを通じて人々の心と身体に働きかけ、生涯に亘って健康で豊かな生活を送ることができるようサポートするための専門的知識と能力を身につけた、運動・スポーツの指導者
子ども運動学科	<p>幼児期の多様な運動経験がその後の心身の発育と生涯にわたって必要となる基本的な運動能力や体力の獲得につながることの重要性を踏まえ、子どもの運動や遊びそのものについて、また運動や遊びと心身の発達との関連について学ぶことを目的とする。これをふまえ、養成する人材像は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運動や遊びに深い関心があり、子どもの健全な心身の発達について専門的知識を備えた保育者 ②一人ひとりの子どもの個性に応じた適正な指導を行い、子どもが楽しく自発的に体を動かし自らを豊かに表現できる環境づくりに寄与する保育者

日本女子体育大学単位履修規程

(目的)

第1条 日本女子体育大学学則第34条～第46条、第49条～第50条における単位履修方法等に関しては、同条によるほかは、この規程の定めるところによる。

(履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする学科目を毎年度始め所定の期間内に登録しなければならない。履修登録の手続、期間及び履修科目の取消、追加は別に定める。

- 2 学生は、卒業までの期間にわたり計画的に学科目を履修するものとし、各年次及び学期ごとに1単位以上を必ず履修登録しなければならない。
- 3 学生が卒業の要件として履修する科目の登録の上限は、1年間に45単位までとする。この制限には、一度履修して不合格となった科目を次年度以降に再度履修する場合、下級年次開設科目及び他学科開設科目を履修する場合は、これに含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、以下の場合はその制限の対象としない。
 - (1) 集中講義または学外集中実習により実施する科目及び「卒業研究」。
 - (2) 学則別表第6に規定する教職科目。
 - (3) 子ども運動学科において、保育士資格を取得するために、「保育士資格取得に関する規程」の別表1に定める必修科目を履修する場合。
 - (4) その他、教務委員会が対象外とする科目。
 - (5) 本学に編入学、再入学、転入学及び転学科をした者。その他、教務委員会が特に認める者。
- 5 第3項の規定にかかわらず、教務委員会が特に成績優秀であると認めた者には、上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(未登録科目)

第3条 履修登録をしていない学科目は、たとえ受講受験しても単位は与えられない。

(単位認定方法)

- 第4条 単位の認定は、各学科目について試験等による評価に合格した場合、学科目所定の単位が与えられる。
- 2 大学卒業又は中途退学者で本学1年次に入学した者の単位認定については学則第45条による。
 - 3 前項による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。
 - 4 編入学及び学士入学を許可された者については学内の基準により単位認定を行う。

(授業時間数及び授業の方法)

第5条 1単位の授業科目は、学則第41条の規定にしたがって45時間の学修を必要とする内容によって構成され、授業の方法に応じて当該授業の教育効果、授業時間外の学修（自学自習）等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習は、教室における1時間の授業に対して授業時間外に2時間の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実技は、教室における2時間の授業に対して授業時間外に1時間の学修を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、「卒業研究」については、2年間にわたる学修の成果を総合的に評価するものとし、6単位とする。
- 3 授業は、1講時90分を2時間の学修と換算し、半期15週の授業を標準とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
- 4 本学において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績評価)

第6条 評価は、試験（論文、研究報告等を含む）、平常の成績及び出席状況を総合して決定される。

- 2 全授業回数数の3分の2以上を出席した者を評価対象者とし、それに満たない場合は、原則として評価対象外（成績評価：放棄）とする。
- 3 評価方法は100点満点法とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- 4 成績評価は、S（100～90点）・A（89～80点）・B（79～70点）・C（69～60点）・D（59～0点）の5段階をもって表わす。

(GPA)

第7条 学生が履修した授業科目の学業成績を総合的に判断する指標として、グレードポイントアベレージ（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。

- 2 GPAの算出は、履修した各科目の成績評価に応じて下表によりそれぞれグレードポイントを与え、下記の計算式により算出する。但し、他学科開講科目や教職科目、編入学や転入学などの時点で他の大学等における修得単位を認定した科目は対象としない。

評価	GP	備考
S	4.0	
A	3.0	
B	2.0	
C	1.0	
D	0.0	
放棄	0.0	
認定	-	対象外

[計算式]

$$\frac{\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{その科目で得た GP}}{\text{履修登録をした科目の単位数の合計}}$$

(原級留置)

第8条 2年次終了時点において60単位以上修得できなかった学生は、次項に定める基準にて判定を行う。

- 2 保留成績および履修中の科目を含め 45 単位以上 60 単位未満の学生については、2 年次までの全履修科目を対象に求めた GPA が 1.0 未満の場合、原則、進級不可とする。
- 3 保留成績および履修中の科目を含め 45 単位未満の学生は、GPA にかかわらず進級不可とする。

(履修制限)

第 9 条 上級年次の学科目は履修できない。

- 2 一度単位を認定された学科目については、再度履修することはできない。

(再履修)

第 10 条 不合格となった必修科目については、再履修しなければならない。

(試験)

第 11 条 試験は、当該学科目の担当教員がこれを行う。但し、教務部長が必要と認める場合は、他の教員が代わってこれを行うことができる。

- 2 試験の細則に関しては、試験に関する内規の定めるところによる。

(教育実習派遣資格)

第 12 条 教育実習に参加する学生の資格ならびに教育職員免許状の取得については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 52 年度入学生より適用する。
- 2 この規程は、平成 6 年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項から第 5 項の規定は、平成 22 年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。また、第 6 条第 3 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後に履修した科目から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定にかかわらず、平成 23 年度以前の入学者並びにこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者に係る第 2 条第 4 項及び第 5 条については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前の入学者及びこれらに相当する年次に編入学、再入学又は転入学した者については、なお従前の例による。

各種規程

日本女子体育大学科目等履修生規程

- 第1条 日本女子体育大学学則第58条第2項の規定に基づき科目等履修生に関して、必要な事項を定める。
- 第2条 本学の定める授業科目の中から、1科目又は複数の科目を履修することを志望する者があるときは、当該科目の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。
- 第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第4条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第20条に定める本学への入学資格を有することとする。
- 第5条 科目等履修生を志望する者は、所定の期日までに次の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。
- (1) 科目等履修生入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 学力に関する証明書（他大学の卒業生で教職課程に係る科目の履修を希望する場合）
- 第6条 入学者の選考は教務委員会及び教授会で行う。
- 第7条 前条の選考に合格し、所定の期日までに入学金を納め、入学手続きを完了した者について、学長は入学を許可する。
- 第8条 履修期間は、1年以内とする。ただし、継続して履修を希望する者があるときは、学長の許可を得て、期間を延長することができる。
- 第9条 履修を認める科目は、原則として年間30単位までとする。
- 第10条 履修する科目や目的により、次のとおり履修者を制限する。
- (1) 演習科目、実習及び実技科目の履修は、本学卒業生または体育系の大学・学部の卒業生に限る。
 - (2) 教育職員免許状取得を目的として履修する場合は、本学卒業生に限る。ただし、体育系の大学・学部の卒業生で在学中に中学校または高等学校教諭免許状（保健体育）の取得に係る課程において所要科目の一部を単位修得済みの者には、本学の正課の教育に支障がない範囲で履修を認めることがある。
 - (3) 教育実習のみを履修する場合は、本学卒業生に限る。
 - (4) 幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得を目的として履修する場合は、本学における幼稚園教諭免許状の取得に係る課程及び保育士養成課程の学科・専攻の卒業生に限る。
- 第11条 履修した授業科目について試験を受け、これに合格した者に対し、学則第42条の規定に従い単位を与える。
- 2 前項の単位取得者には、願出により単位修得証明書を交付する。
- 第12条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、次のとおりとする。
- (1) 入学検定料 20,000円
 - (2) 入学金 30,000円
 - (3) 授業料 20,000円（1単位分）
- 2 本学の卒業生は、入学金の2分の1を免除する。
 - 3 授業以外に要する教育実習費等の経費は各人の負担とする。
- 第13条 第8条ただし書きによる科目等履修生については、入学検定料及び入学金を免除する。

- 第14条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。
- 第15条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当する場合に、学長は科目等履修生の身分を取り消すことができる。
- (1) 科目等履修生としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 病気その他の事由により履修の継続が不可能となったとき。
- 第16条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、教育課程、履修方法、単位の計算、単位の授与、退学、賞罰その他必要な事項については、学則及び本学の各種規程・規則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
 - 2 日本女子体育大学聴講生規程（昭和40年4月1日適用）は、廃止する。
- 附 則
この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成21年9月29日から施行し、平成21年9月21日から適用する。
- 附 則
この規程は、平成24年9月21日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

日本女子体育大学委託生規程

- 第1条 教育委員会、学校その他の公共機関から、授業及び研究指導の委託出願があるときは学生の学習を妨げない限り選考の上委託生として入学を許可することがある。
- 第2条 委託生の入学資格は旧専門学校、旧高等学校、短期大学を卒業又はこれと同等以上の学力を有する現職の教員とし、教授会において選考の上これを学長が許可する。
- 第3条 委託しようとする機関の長は、次の書類を提出しなければならない。
- 1 委託願書
 - 2 本人の履歴書
 - 3 健康診断書
- 第4条 委託生の授業及び研究指導の期間は1ヶ年又は6ヶ月の2種類とする。
- 第5条 委託生に対しては希望により単位修得証明書を交付することができる。
- 第6条 前条の単位の認定を希望するものは、所定の願書を予め提出し許可を得なければならない。
- 第7条 前条の単位は1ヶ年の委託生に対して30単位、6ヶ月の委託生に対しては15単位を限度とする。但し単位の基準は学則による。
- 第8条 委託生は1単位につき授業料14,000円を指定の期日までに納付しなければならない。なお実験実習等に要する経費は各人の負担とする。

附 則

この規程は、昭和40年度委託生より適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

日本女子体育大学研究生規程

- 第1条 日本女子体育大学学則第61条第2項の規定に基づき研究生に関して、必要な事項を定める。
- 第2条 本学において特定の専門事項について研究を志望する者があるときは、学生の教育及び研究に支障がない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第4条 研究生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第5条 研究生を志望する者は、所定の期日までに次の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。
- (1) 入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書
- 第6条 入学者の選考は、教授会で行う。
- 第7条 前条の選考に合格し、所定の期日までに入学金等を納め、入学手続きを完了した者について、学長は入学を許可する。
- 第8条 研究生の研究期間は1年とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、学長の許可を得て、期間を延長することができる。
- 第9条 研究生は、本学の定める指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。
- 2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業に出席することができる。
- 第10条 研究生は、学生に準じて、本学の図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。
- 第11条 研究生は、研究を終了したとき、その研究概要を記載した研究終了届を指導教員を経て、学長に提出するものとする。
- 2 研究を終了した者には、願出により研究課題及び研究期間を記載した証明書を交付することができる。
- 第12条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、次のとおりとする。
- (1) 入学検定料 20,000円
 - (2) 入学金 50,000円
 - (3) 授業料(年額) 250,000円
- なお、実験、実習に要する経費は、別に徴収する。
- 2 本学の卒業生は、入学金の2分の1を免除する。
- 第13条 第8条ただし書きによる研究生については、入学検定料及び入学金を免除する。
- 第14条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。
- 第15条 研究生が次の各号のいずれかに該当する場合に、学長は研究生の身分を取り消すことができる。
- (1) 研究生としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 病気その他の事由により研究の継続が不可能となったとき。
- 第16条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、授業科目、退学、賞罰その他必要な事項については、学則及び学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 日本女子体育大学研究生規程(昭和40年4月1日適用)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

日本女子体育大学外国人留学生規程

- 第1条 外国人留学生は学部学生、研究生、科目等履修生の3種とする。
- 第2条 学部学生は4ヶ年、研究生、科目等履修生は1ヶ年在学する。大学教育を1ヶ年以上受けた者及び修了した者は2年以上に入学を許可することがある。
- 第3条 入学を志願する者は12ヶ年以上の学校教育を終えた者であること。
- 第4条 入学志願者は次の書類を提出すること。
- 1 入学願書
 - 2 履歴書
 - 3 最終学校長の推薦書
 - 4 卒業証明書
 - 5 学業成績証明書
 - 6 健康診断書
 - 7 日本に在住の許可書(写)
 - 8 上半身写真
- 第5条 入学志願者は日本語を解すること。
- 第6条 学部学生として入学を志願する者に対しては選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 第7条 研究生、科目等履修生として入学を志願する者に対しては選考の上、学長が入学を許可することがある。
- 第8条 外国人留学生は所定の受験料、入学金、授業料等を支払うものとする。
- 第9条 学部の課程を修了した者には学士の学位を与え、研究を修了した研究生及び単位を修得した科目等履修生には証明書を与えることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年度外国人留学生より適用する。
- 2 この改正は、昭和61年度外国人留学生より適用する。
- 3 この改正は、平成4年4月1日より適用する。
- 4 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

日本女子体育大学附属図書館規程

- (趣旨)
- 第1条 この規程は、日本女子体育大学学則第8条に基づき、日本女子体育大学附属図書館(以下「図書館」という。)に関する基本的事項について定める。
- (目的)
- 第2条 図書館は、教育研究及び学習に必要な図書、雑誌その他の資料を収集・管理して、学生及び教職員等の利用に供することを目的とする。
- (組織)
- 第3条 図書館に図書館長及びその他必要な職員を置く。
- (図書館長)
- 第4条 図書館長は、図書館を代表し業務を統括する。
- 2 館長は、別に定める日本女子体育大学附属図書館長任命規程により学長が任命する。
- (図書館運営委員会)
- 第5条 図書館の運営に関する必要な事項を審議するため、図書館に図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める日本女子体育大学附属図書館運営委員会規程による。
- (事務分掌)
- 第6条 図書館の事務分掌は、学校法人二階堂学園事務組織規程による。
- (資料)
- 第7条 図書等の管理については、別に定める日本女子体育大学附属図書館図書管理規程による。
- (利用)
- 第8条 図書館の利用については、別に定める日本女子体育大学附属図書館利用規則による。
- (改廃)
- 第9条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年4月1日制定の日本女子体育大学附属図書館規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

日本女子体育大学附属図書館利用規則

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、日本女子体育大学附属図書館規程第8条の規定に基づき、日本女子体育大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。
- (利用者の範囲)
- 第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。
- (1) 日本女子体育大学(以下「本学」という。)の学生(科目等履修生等を含む。)
 - (2) 本学の大学院生(科目等履修生等を含む。)
 - (3) 学校法人二階堂学園(以下「本学園」という。)の教職員(客員教授、非常勤講師、研究員、客員研究員、その他大学が受け入れた研究者、嘱託職員を含む。)

- (4) 本学の名誉教授
 - (5) 本学の卒業生、大学院修了生及び松徳会会員
 - (6) 本学園の元教職員
 - (7) 日本女子体育大学附属二階堂高等学校及び我孫子二階堂高等学校に属する生徒
 - (8) 本学との協定により認められた大学等に所属する者
 - (9) 本学の地域交流講座受講生等
 - (10) 他の図書館等から紹介された者で図書館長が許可した者
- 2 利用者のうち、前項第1号及び第2号に該当する者は、休学期間中であっても図書館を利用することができる。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 授業のある期間

月曜日～金曜日	9時から19時まで
土曜日	9時から12時30分まで

(2) 授業のない期間

月曜日～金曜日	9時から17時まで
土曜日	休館

2 前項にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び授業のない期間の土曜日(ただし(4号)を除く)
- (2) 「国民の祝日に関する法律」で定められた休日
- (3) 学園の創立記念日(4月15日)
- (4) 年末年始(12月26日から翌年1月7日まで)
- (5) 夏季一斉休業期間
- (6) 館内整理作業その他必要に応じて休館とする日

2 前項にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(利用証)

第5条 図書館を利用する者は、次に掲げる証明書等を携帯又は持参しなければならない。

- (1) 第2条第1号及び第2号に該当する者は、学生証
- (2) 第2条第3号に該当する者は、職員証
- (3) 第2条第4号から第8号までに該当する者は、図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)
- (4) 第2条第9号に該当する者は、生徒手帳
- (5) 第2条第10号に該当する者は、地域交流講座受講証
- (6) 第2条第9号に該当する者は、紹介状及び身分証

(利用者カードの交付)

第6条 利用者のうち、第2条第4号から第8号までに該当する者は、利用者カードの交付を受けることができる。尚、第2条第1号から第3号までに該当する者であっても、本学及び本学園発行のICカード学生証及びICカード身分証を持たない者は、利用者カードの交付を受けることができる。

- 2 利用者カードの交付を受ける者は、所定の登録票に必要事項を記入の上、身分の確認できるものを提示しなければならない。
- 3 利用者カードの有効期限は、発行年度末とする。ただし、利用者の資格が喪失する日が発行年度末より前の場合は、資格を喪失する日を有効期限とする。
- 4 利用者カードは、他人に転貸したり、譲渡してはならない。利用者の資格を失ったときは、直ちに返納するものとする。
- 5 登録票の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに届け出るものとする。

(利用方法)

第7条 図書館の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 入退館
- (2) 閲覧
- (3) 貸出
- (4) 複写
- (5) レファレンス
- (6) 文献複写、紹介状発行
- (7) 電子図書館サービス
- (8) 施設・設備利用

(入退館)

第8条 図書館を利用する者は、入館ゲートから入館するものとする。

2 退館する者は、退館ゲートから退出するものとする。

(閲覧)

第9条 利用者は、閲覧室内にある図書館資料(以下「資料」という。)を自由に利用することができる。

2 閉架書架にある資料は、所定の手続きをすることにより、閲覧をすることができる。

3 利用者のうち、第2条第2号から第4号までに該当する者は、所定の手続きをすることにより、地下2階の書庫に入り、資料の閲覧をすることができる。地下2階の書庫の利用方法については、別に定めるものとする。

4 図書館長は、前各項の規定にかかわらず、資料又はその一部の閲覧を制限することができる。

(貸出手続)

第10条 利用者のうち、第2条第1号から第8号までに該当する者は、所定の手続きを経て資料を館外に帯出することができる。

(貸出種別)

第11条 貸出の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般貸出 通常受ける貸出
- (2) 卒論貸出 卒業研究を目的として受ける貸出
- (3) 実習貸出 大学の課程として課せられている実習時に受ける貸出
- (4) 研究室貸出 研究室が、教育・研究上必要とする場合、所定の手続きを経て受ける貸出

(貸出冊数及び貸出期間)

第12条 前条の貸出の種類に対応する対象者、対象資料、貸出冊数及び貸出期間については、それぞれ別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。ただし、図書館長が、教育研究上特に必要と認められた場合には、貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

2 前号にかかわらず、学則に定める春季休業日、夏季休業日、冬季休業日の貸出期間については、図書館長が必要と認めるときは、その都度別に定めることができる。

3 前各号にかかわらず、返却期限日が、卒業、退職、任期終了等の事由により利用者の資格が喪失する日を超える場合は、喪失する日を返却期限日とする。

(貸出更新)

第13条 利用者のうち、第2条第1号から第8号までに該当する者は、返却期限内に限り所定の回数の貸出更新をすることができる。

2 第11条の貸出の種類に対応する更新回数は、それぞれ別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

3 既に貸出予約のある資料に対しては、貸出更新をすることができない。

(貸出予約)

第14条 利用者のうち、第2条第1号から第8号までに該当する者は、貸出中の資料に対し、貸出予約をすることができる。一般図書、自由閲覧図書の予約限度冊数は、5冊とする。AV語学資料の予約限度冊数は、1冊とする。

(返却)

第15条 貸出を受けた者は、返却期限日までに返却しなければならない。

(貸出停止)

第16条 返却期限日までに返却しなかった場合は、延滞日数に応じた一定期間の貸出停止の処置をとるものとする。

(督促)

第17条 貸出を受けた者が、返却期限日までに返却しないときは、メール、図書館掲示板への掲示、督促状及び電話等により督促を行うものとする。

(複写)

第18条 利用者は、著作権法の範囲内で、複写サービスを受けることができる。ただし、次に掲げる資料等は、複写することができない。

- (1) 貴重書、準貴重書及びそれに準ずる資料
- (2) 複写をすると損傷するおそれがある資料
- (3) その他図書館長が複写を禁じた資料

2 複写料金については、別に定めるものとする。

(レファレンス)

第19条 利用者は、教育研究及び学習に必要とする文献及び学術情報についての調査を図書館へ依頼することができる。

(文献複写)

第20条 利用者のうち、第2条第1号から第4号までに該当する者は、所定の手続きにより他大学の図書館等が所蔵する文献等の複写を依頼することができる。

2 原則として、その文献の複写に係る費用は、利用者の負担とするものとする。

(紹介状)

第21条 利用者のうち、第2条第1号から第4号までに該当する者は、所定の手続きにより外部の図書館等を利用するための紹介状の発行を図書館へ依頼することができる。ただし、利用の範囲は、訪問利用とするものとする。

(電子図書館サービス)

第22条 利用者のうち、第2条第1号から第7号までに該当する者は、教育研究及び学習に必要とする場合に、図書館が提供する電子図書館サービスを利用することができる。

(マルチメディアブース)

第23条 利用者のうち、第2条第1号から第8号までに該当する者は、所定の手続きによりマルチメディアブースを利用することができる。ただし、マルチメディアブースには、作業に必要な資料・記録媒体・筆記用具・貴重品以外は持ち込むことができない。

(グループ閲覧室)

第24条 利用者のうち、第2条第1号から第8号までに該当する者は、図書館の資料を使った教育研究及び学習を目的とする場合に、所定の手続きによりグループ閲覧室を利用することができる。

(舞踊ライブラリー)

第25条 利用者は、舞踊関係の教育研究及び学習を目的とする場合に、所定の手続きにより舞踊ライブラリーを利用することができる。ただし、舞踊ライブラリーには、作業に必要な資料・記録媒体・筆記用具・貴重品以外は持ち込むことができない。

(二階堂トクヨ資料展示室)

第26条 利用者は、所定の手続きにより二階堂トクヨ資料展示室を利用することができる。

(弁償)

第27条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、機器等を損傷し、又は資料を紛失若しくは破損・汚損した場合は、直ちに届け出て弁償しなければならない。ただし、図書館長が不可抗力によるものと認めた場合は、この限りではない。

2 前号に規定する資料の弁償については、資料を紛失若しくは破損・汚損した場合の弁償に関する内規による。

(規律)

第28条 利用者は、図書館の利用に関する所定の手続のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 返却期限日を厳守すること
- (2) 帯出した資料を転貸しないこと
- (3) 資料等の無断持出しをしないこと
- (4) 図書は大切に扱い、切り取り、書き込み、汚損など絶対しないこと
- (5) 利用者カードは、他人に貸与しないこと
- (6) 館内では、静粛、清潔につとめ、他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと
- (7) 館内での飲食はしないこと
- (8) 指定した場所以外で、携帯電話の通話をしないこと
- (9) 所持品は各自の責任において管理すること
- (10) 図書館職員の指示に従うこと

(利用制限)

第29条 図書館長は、この規則に違反した者に対して、退館を命じ、又は期間を定めて図書館の利用を停止することができる。

(免責)

第30条 図書館は、次の事項に対し、その責任を負わないものとする。

- (1) 提供しているサービスの障害等により生じた損害
- (2) 提供しているサービスの内容に関連して生じた損害
- (3) 利用者が図書館の機器等を使用して生じた損害
- (4) 利用者が図書館内に機器等を持ち込んで、これを使用したときに生じた損害
- (5) 天災、事変その他の不可抗力によりサービスを提供できないことによる損害

(改廃)

第31条 この規則の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、図書館長の上申により学長が行うものとする。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月11日から施行する。

別表1 《一般貸出》

対象者	一般図書			自由閲覧図書			A V 語学資料		
	貸出冊数	貸出期間	更新回数	貸出冊数	貸出期間	更新回数	貸出冊数	貸出期間	更新回数
本学学生 (第2条第1号)	5冊	2週間	2回	10冊	4週間	1回	1冊	8週間	1回
本学大学院生 (第2条第2号)	20冊	8週間	1回						
本学園教職員 (第2条第3号) 本学名誉教授 (第2条第4号)	20冊	12週間	1回						
本学卒業生, 大学院修了生及び松徳会会員 (第2条第5号) 本学園の元教職員 (第2条第6号) 附属二階堂高等学校生徒, 我孫子二階堂高等学校生徒 (第2条第7号) 本学との協定により認められた大学等に所属する者 (第2条第8号)	5冊	4週間	1回						

別表2 《卒論貸出》

対象者	一般図書			自由閲覧図書		
	貸出冊数	貸出期間	更新回数	貸出冊数	貸出期間	更新回数
本学学生 (第2条第1号)	5冊	4週間	1回	10冊	4週間	1回

別表3 《実習貸出》

対象者	一般図書			自由閲覧図書		
	冊数	期間	更新	冊数	期間	更新
本学学生 (第2条第1号)	5冊	実習 期間中	なし	10冊	実習 期間中	なし
本学大学院生 (第2条第2号)	10冊					

別表4 《研究室貸出》

対象者	一般図書		
	冊数	期間	更新
各研究室	100冊	1年間	無制限
※研究室貸出が可能な資料 ・研究室から図書館へ返却された資料 ・研究室から図書館へ寄贈された資料 ・購読料で購入した資料			

学校法人二階堂学園奨学基金規程

(奨学基金の設置)

第1条 学校法人二階堂学園に、二階堂学園奨学基金（以下「奨学基金」という。）を設ける。

(奨学基金の目的)

第2条 奨学基金は、二階堂学園の設置する大学及び高等学校に在学する学生・生徒のうち学費の支弁が困難と認められる者に対する援助並びに学園規程による大学スポーツ奨学生及び高等学校特待生に対して、奨学金を給付することを目的とする。

(事業)

第3条 奨学基金は、前条の目的を達成するため基金から生ずる果実をもって奨学金とし、次の事業を行うものとする。

1. 奨学金の給費
2. 奨学金の貸費
3. その他必要と認める事業

(奨学基金の財源)

第4条 奨学基金の財源は、篤志者の寄付及び基金運用収入の一部並びに経常資金からの繰入れによるものとする。

(運営委員会)

第5条 奨学基金の適正な運営を期するため奨学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

② 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

学事担当理事・財務担当理事
大学院研究科長・学生部長
高等学校長
事務局長
総務部長
財務部長

その他、理事長が必要とするもの

③ 運営委員会に委員長をおき、学事担当理事がこれに当る。

④ 委員長は、運営委員会を招集し議事を掌る。

⑤ 運営委員会は、理事長の諮問に応じ次の事項を審議する。

1. 奨学金給費額の学校別配分予算及び奨学金貸費額の予算に関する事。
2. 奨学基金の増殖に関する事。
3. その他奨学基金の運営上必要な事項

⑥ 運営委員会は、年2回定時に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(幹事)

第6条 運営委員会の事務を処理するため幹事を置く。

② 幹事は、事務局学生課長及び財務部経理課長とする。

(実施細則)

第7条 この規程を実施するために必要な規程は、運営委員会の審議を経て別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和58年5月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2. 昭和42年4月1日付施行の二階堂学園奨学会規約及び昭和55年4月1日付施行の二階堂学園奨学会運営委員会細則は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成12年5月31日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成15年2月4日から施行し、平成14年11月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

日本女子体育大学懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、日本女子体育大学学則第57条及び大学院学則第47条に規定する学生の懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象)

第2条 この規程による懲戒の対象となる者は、学部学生及び大学院生とする。

2 科目等履修生、研究生等の取扱は、この規程に準ずる。

(基本方針)

第3条 懲戒は、学生が懲戒の対象となる行為を行った場合、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき行うものとする。

2 懲戒は、その対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行われなければならない。

3 懲戒は、その目的を達成するために必要最小限度にとどめるものとする。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第5条 懲戒に当たる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 研究倫理に反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく失墜させる行為
- (7) 他の学生の学習、研究及び教職員の研究活動を妨害する行為
- (8) 試験等における不正行為
- (9) その他学生としての本分に反する行為

2 懲戒の対象となる前項各号に定める行為の例及び判断基準については、別表に定める「懲戒の判断基準」による。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を剥奪する。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止する。
- (3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒める。

(嚴重注意)

第7条 学生の行為が懲戒に相当しない場合でも、当該学生が所属する教授会又は研究科委員会が必要と認めるときは、学長は、当該学生に嚴重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第8条 学長は、懲戒の対象となる行為又はその疑いがある行為があった場合は、学生委員会の委員長（学生部長）及び若干名の学生委員、大学院にあつては研究科長及び若干名の研究科運営委員からなる調査委員会を設け、調査を命じるものとする。

2 前項の調査にあたり、調査委員会は、当該学生に対し、事前に調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定は、行為が重大犯罪であることが明白であると認められる等、特段の事情がある場合は、この限りではない。

4 学長は、調査対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合には、懲戒が決定するまで、この申し出を受理しない。

5 調査のための証拠資料及び審議内容の記録は、すべて学生課において保管する。

(懲戒決定までの手続き)

第9条 調査委員会は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断される場合、懲戒手続きを開始する。

2 調査委員会は、懲戒理由及び判断の根拠を明らかにした調査報告書を作成する。

3 学生委員会（大学院にあっては、研究科運営委員会）は、前項の報告書に基づき懲戒の種類等を審議の上、その結果を学長に上申する。

（懲戒の発効）

第10条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の意見を聴いた上で、学長が行う。

（学生への通告及び保証人への通知）

第11条 学長は、当該学生に対し懲戒内容を文書により通告する。

2 学長は、当該学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

（公示）

第12条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示の内容は、学部又は研究科、学年、懲戒の種類、懲戒の期間及び懲戒の理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。ただし、停学の期間が1か月に満たない場合の公示期間は、停学期間とする。

4 特段の理由がある場合は、第2項の内容の一部又は全部を公示しないことができる。

（無期停学の解除）

第13条 調査委員会は、無期停学の発効日より6か月を経過した後、その解除が適当であると認めるときは、その解除を審議する。

2 無期停学の解除は、学生委員会（大学院にあっては、研究科運営委員会）において審議の上、教授会又は研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

3 無期停学を解除された学生、及び保証人への通知は、文書により行う。

（懲戒に関する記録）

第14条 懲戒の記録は、学籍簿及び学籍管理台帳にのみ記録するものとする。

（不服申立て）

第15条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内に、学長に対しその懲戒に対する不服申立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

（不服申立て審査委員会）

第16条 学長は、前条の申立てに基づき、不服申立て審査委員会を設置する。

2 不服申立て審査委員会は、調査委員会委員を除く者から学長が任命する。

3 不服申立て審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

4 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

5 不服申立て審査委員会は、不服申立ての内容が正当であると判断した場合は、懲戒の取り消し又は変更を求める旨を学長に上申する。

6 不服申立ての内容が正当でないと判断した場合は、その旨を学長に報告する。

（再審議）

第17条 学長は、前条5項の上申を受けた場合には、調査委員会に再審議を求める。

2 前項の場合、学生委員会委員長（学生部長）又は研究科長は、学生委員会（大学院にあっては、研究科運営委員会）及び教授会（大学院にあっては、研究科委員会）において再審議を行う。

（停学期間中の指導）

第18条 停学期間中は、当該学生の担任教員（大学院にあって

は、教務・修学担当教員）が教育的指導を行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

日本女子体育大学学費未納者に係る除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本女子体育大学学則第31条第1項第3号による学費未納者の除籍の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(除籍の要件)

第2条 授業料等の学費を滞納し、督促してもなお納入しない者（以下、「未納者」という。）は、当該年度の末日をもって除籍とする。

(除籍の手続き)

第3条 除籍の対象者の確認は、次の各号に掲げるとおりに行う。

- (1) 法人本部財務部経理課は、後期試験時点での未納者について事務局学生課へ報告し、除籍の検討に入るよう勧告する。
- (2) 事務局学生課は、法人本部財務部経理課からの報告をもとに、未納者の担任教員に通知し、指導を依頼する。
- (3) 事務局学生課は、担任教員からの指導によってもなお延納または分納の手続きを行わない未納者及び保証人に対し、文書をもって修学意思の確認と学費未納による除籍についての説明を行う。また、当該未納者の状況について、学生部長に報告する。

(除籍の決定)

第4条 除籍の審議及び決定は、次の各号に掲げるとおりに行う。

- (1) 学生部長は、学生課からの報告をもとに学生委員会を開催し、前条の未納者の除籍について審議を行い、結果を学長に報告する。
- (2) 学長は、学生部長からの報告をもとに、教授会の意見を聴いたうえで、未納者の除籍を決定する。
- (3) 学生課は、学長名による除籍通知書を当該未納者及び保証人に送付する。

(単位の取り扱い)

第5条 この規程により除籍となった者の修得済みの単位のうち、学費未納期間に履修し修得したものは無効とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

日本女子体育大学再入学規程

第1条 日本女子体育大学学則（以下、「学則」という。）第27条に定める再入学に関し、必要な事項を定める。

第2条 学則第30条の規定により退学した者又は学則第31条第1項第3号の規定により除籍となった者（以下、「学費未納除籍者」という。）が再入学を希望する場合は、退学した日又は除籍となった日から2年以内に、所定の手続により再入学を願ひ出るものとする。

2 出願の時期は、学年の始めからの再入学を希望する場合は前年度の2月10日まで、後期の始めからの再入学を希望する場合は当該年度の7月末日までとする。

第3条 再入学希望者は、本学所定の手続書類等を指定の期日までに事務局学生課へ提出しなければならない。

2 学費未納除籍者が再入学を希望する場合は、当該除籍の事由となった未納の学費に相当する額を出願時に納入しなければならない。

第4条 この規程に定めるもののほか、再入学に関する取扱要領は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

学友会会則

制定 平成 5年12月15日
 改正 平成 6年 4月 7日
 改正 平成 6年 6月 3日
 改正 平成 7年 4月 7日
 改正 平成 7年12月14日
 改正 平成14年12月 2日
 改正 平成16年 1月23日
 改正 平成16年 5月14日
 改正 平成18年 5月 9日
 改正 平成20年 5月13日

改正 平成21年 5月18日
 改正 平成22年 5月17日
 改正 平成24年 5月14日
 改正 平成28年 5月18日
 改正 令和 4年 5月23日
 改正 令和 6年 5月23日

3 その他必要と認められた事項についての審議、決定。

- ③ 代議員会は、前条2項1～3による総会が開催される場合を除き、総会の権限を代行することができる。但し、代議員会が総会に代わって行なった議決は、19条によるその公示後7日以内に要求された総会の議決によって変更される。
- ④ 代議員会は、本部委員会が必要と認められた場合、合同部会の要求があった場合及び全クラス委員の5分の1以上の連署による要求があった場合に、会長の招集によって開催される。

第8条（本部委員会の構成、権限） 本部委員会は、学友会の最高執行機関であり、学友会会長、副会長、会計、書記、庶務によって組織する。

第9条（合同部会の構成、権限、委員の任期、開催） 合同部会は、各部・同好会2名ずつによって組織し、部・同好会活動に関する事項について審議する。

- ② 合同部会は、運動部長または文化部長が必要と認められた場合及び構成員の5分の1以上の連署による要求があった場合に開催される。但し、各年度の初回の会議については会長が招集するものとする。

第10条（クラス代表委員） クラス代表委員は、各クラスを代表する。クラス代表委員の任期は4月から翌年の3月までの1年間とする。代表委員は各クラス1名を原則とする。

第11条（学園祭実行委員会の構成、権限、開催） 学園祭実行委員会は、学園祭実行委員長、学園祭実行副委員長及び学園祭実行委員長が選任する委員によって組織され、学園祭を企画・準備し、これを実行する。

- ② 学園祭実行委員会は、必要に応じて学園祭実行委員長の招集によって開催する。

第12条（削除）

第13条（合同協議会の目的、構成、開催） 学友会と学校当局との意志の疎通を図ることを目的として合同協議会をおく。合同協議会は、本部役員と教職員代表とをもって組織し、必要に応じて開く。

第3章 役員の選出、任務、任期

第14条（役員） 学友会に次の役員をおく。

- 1. 会長1名 2. 副会長2名 3. 書記 4. 庶務 5. 会計（以上については各4名以内とする）
- 6. 運動部長1名 7. 運動部副部長1名 8. 文化部長1名 9. 文化部副部長1名
- 10. 学園祭実行委員長1名 11. 学園祭実行副委員長2名

第15条（役員の選出） 本部委員は、現本部委員、合同部会の推薦に基づいて代議員会で決定する。

- ② 運動部長、運動部副部長は、運動部及び運動系同好会から選出された合同部会構成委員の互選によって選出される。
- ③ 文化部長、文化部副部長は、文化部及び文化系同好会から選出された合同部会構成委員の互選によって選出される。
- ④ 学園祭実行委員長は、第1回学園祭実行委員会において学園祭実行委員の中から選出される。

第16条（役員の任務） 会長は、学友会を代表し、本部委員会の他の構成員を統括する。

第1章 総 則

第1条（名称及び本部） 本会は、日本女子体育大学学友会（以下、「学友会」という。）と称し、本部を同校内に置く。

第2条（構成員） 学友会は、日本女子体育大学（以下、「本学」という。）学生全員をもって組織する。

第3条（入会及び退会） 学友会会員は、本学入学または編入と同時に入会し、卒業または退学と同時に退会する。

第4条（目的） 学友会は、会員の自主的な諸活動を通して、学生生活の充実をはかり、本学の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

第5条（組織） 学友会は、前条の目的を達するため、次の機関を置く。

- 1 総会 2 代議員会 3 本部委員会
- 4 合同部会 5 クラス代表委員
- 6 学園祭実行委員会 7 合同協議会
- 8 会計監査委員会 9 ピアサポーター

第6条（総会の構成、権限、開催） 総会は、会員全員をもって組織する。

- ② 総会は、学友会の最高議決機関であり、次のことを行なう。
 - 1 学友会の活動方針の審議・決定、活動報告、予算、決算の承認。
 - 2 学友会の会則の改正。
 - 3 その他重要事項の審議、決定。

③ 総会は、年度始めに定期に開催されるほか、次の場合に開催される。

- 1 本部委員会が必要と認められたとき。
- 2 合同部会の要求があったとき。
- 3 全クラス委員の5分の1以上の連署による要求があったとき。

④ 前項2、3による総会は、要求のあった日から2週間以内で開催されなければならない。

第7条（代議員会の構成、権限、総会の権限の代行、開催） 代議員会は、本部委員会、合同部会の各構成委員、クラス代表委員によって組織する。

- ② 代議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次のことを行なう。
 - 1 学友会の予算の審議、決定。
 - 2 次期本部委員の決定。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 書記は、総会、本部委員会、代議員会の議事の記録、各種の通知、公示等に関する事務をつかさどる。
- ④ 庶務は、諸活動に関する事務を処理する。
- ⑤ 会計は、会計に関する事務をつかさどる。
- ⑥ 運動部長は、運動部及び運動系同好会から選出された合同部会構成委員の意見を代表し、運動部副部長は、運動部長を補佐する。
- ⑦ 文化部長は、文化部及び文化系同好会から選出された合同部会構成委員の意見を代表し、文化部副部長は、文化部長を補佐する。
- ⑧ 学園祭実行委員長は、学園祭の企画・準備・運営に関する事務を統括する。

第17条（役員の任期） 役員、運動部長・副部長、文化部長・副部長の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第4章 会 議

第18条（議長、定足数、議決） 各会議の議長は、各会の構成員の中から選出する。

- ② 総会は会員総数の3分の1、代議員会、合同部会は、各構成員の2分の1の出席によって成立する。委任状を提出した者については、これを出席者数に算入する。
- ③ 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第19条（議決事項の報告） 各会議で議決した事項は、速やかにこれを掲示し、会員に報告しなければならない。

第5章 部 活 動

第20条（運動部、文化部、同好会） 学友会に次の部及び同好会を置く。

[運動部] 陸上競技、水泳、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、テニス、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、サッカー、ラクロス、卓球、体操競技、新体操、モダンダンス、競技ダンス、舞踊、フェンシング、弓道、なぎなた、剣道、少林寺拳法、スキー、スケート、チアリーディング、ライフセービング、軟式野球、ソングリーディング、柔道

[文化部] 華道、コーラス、吹奏楽、手話、児童文化、ダンス・プロデュース研究

[同好会] ゴルフ、漕艇、体づくり研究会、ストリートダンス

- ② 部・同好会に部長をおく。部長は本学専任教員とする。
- ③ 部・同好会は監督・コーチをおくことができる。監督・コーチは学長が委嘱した者とする。

第21条（部・同好会の新設及び廃止） 最低1年間存続した同好会は、従来の活動内容を示す文書と会員20名以上の名簿の提出をもって、代議員会に部の新設を申請することができる。

- ② 同好会を新設しようとする者は、その団体の従来の活動実績及び将来の活動方針を記した文書と20名以上の所属者の名簿の提出をもって、代議員会に新設の申請をすることができる。
- ③ 部員・会員の数が10名未満となった部・同好会は原則として廃止する。但し、特段の事情ある場合は、代議員会の審議により存続を認められることがある。

- ④ 1項、2項の申請があった場合及び3項の事情が明らかになった場合は、新設、廃部、存続について代議員会で審議の上、合同協議会で承認をえる。

第22条（会員の入部義務） 会員は少なくとも1つの部または同好会に属することが望ましい。但し、複数の運動部、または運動部、文化部、同好会あわせて3つ以上に属することはできない。

第6章 施設の使用

第23条（施設の使用） 部・同好会活動その他、学友会活動のための本学施設の使用に関しては、次の規定による。

- 1 体育館、運動場、教室、プール等の施設使用割当て及び調整については合同部会において行なう。
- 2 各施設の使用割当ては、放課後については運動部、文化部が、朝、昼休みについては同好会がそれぞれ優先される。

第7章 会 計

第24条（会計年度） 学友会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条（経費） 学友会の経費は、入会金、会費、寄付、その他の収入をもってこれに当てる。入会金及び会費は、授業料と同時に納入しなければならない。

第26条（決算報告） 各部・同好会は、4月にすみやかに本部委員会に決算報告書を提出しなければならない。但し、本部委員会は、必要に応じて各部・同好会に中間報告を求めることができる。

- ② 会計は、すみやかに決算報告書を作成し本部委員会に提出する。本部委員会は、会計監査委員会の調査を経たのち、直近の代議員会にこれを報告するとともに、公示しなければならない。

第27条（予算） 学友会の予算案は、本部役員が作成し、代議員会で承認を受けなければならない。

第28条（会計監査委員会） 学友会に、会計を監査するため、委員長1名、委員若干名で組織する会計監査委員会をおく。委員長は、本学職員の中から合同協議会において選出し、委員は委員長が学友会会員の中から選出する。

付 則

本会則は、平成6年4月1日から施行する。但し、本部委員会構成員の選出に関する規定は、平成6年10月に始まる任期の者から実施する。それまでの期間は現任者がその職務を継続する。